

平成30年度
生活困窮者就労準備支援事業費等補助金
社会福祉推進事業

福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した
知的障害者等の地域生活定着のために福祉が
矯正施設入所中に行う支援の実態についての
調査・研究報告書

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
平成31（2019）年3月

はじめに

のぞみの園は、平成20年度から、厚生労働省、法務省のご指導・ご助言をいただきながら、刑務所や少年院の退所者で知的障害などがあるため福祉の支援を必要とする人(以下「矯正施設退所者」と略します。)の支援に関する事業に取り組んでおりますが、これまで、三つの事業を一体的に推進してまいりました。

具体的には、

- ① 矯正施設退所者を総合施設に受け入れてモデル的な支援を実践する事業
- ② 矯正施設退所者の支援をめぐる実情や課題の把握と解決方策の提案などの調査研究事業
- ③ モデル的实践や調査研究事業の成果を活用した養成研修事業

であります。

このうち、調査研究事業については、毎年度厚生労働省の補助金を受けて、矯正施設退所者に対する福祉の支援を巡る課題をテーマとして実施しています。平成30年度は、当事者が矯正施設入所中から行う地域生活定着支援センター(以下「定着支援センター」と略します。)の支援の実態調査を行ったほか、これまでの調査研究の結果を踏まえた支援者向け研修会を開催しました。

定着支援センターの支援の実態調査では、まず、定着支援センターの業務の課題に関する先行研究の検討を行い、事業内容の概念図を作成しました。併せて、全国の定着支援センターへのアンケート調査を行い、事業体制等の実態を明らかにしました。その上で、実践の蓄積が進んでいる定着支援センターに対してヒアリング調査を行い先駆的な事例を収集するとともに、今後の課題と対策を抽出しました。

支援者向け研修会は、平成31年2月14日から2日間にわたり、東京で開催しました。支援対象者の理解を深めるための基調講演や鼎談の後、テーマごとに5つの分科会に分かれて、参加者が持ち寄った事例などについて、実際の支援において抱えている困難の解決策を見出すべく積極的に意見交換がなされました。

なお、のぞみの園は昨年4月から第4期中期目標期間(平成30年度～34年度)が開始となりましたが、矯正施設退所者への支援は、大きな柱の一つとして取り組んでおります。調査研究事業のほか、モデル的支援では、受け入れ人数を拡充し、年間7人、計画期間中に35人の受け入れを目標としております。また、養成研修事業では、障害者支援施設の現場の職員を対象としたのぞみの園での現任研修などにも積極的に取り組んでまいりますので、引き続き皆様のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成31年3月

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

理事長 深代敬久

もくじ

I. 研究の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

1. 研究の目的
2. 研究方法
3. 研究体制
4. 研究概要

II. 当事者が矯正施設入所中から行う地域生活定着支援センターの支援の実態調査・・・・ 7

1. 研究背景と目的
2. 研究の構成
3. 研究結果
4. 考察

資料集

- 資料1 「アンケート調査用紙」
- 資料2 「アンケート調査結果」
- 資料3 「地域生活定着支援センター業務の自己チェックリスト」
- 資料4 「先駆的な実践の蓄積が行われている地域生活定着支援センターの業務の工夫と好事例」

III. 支援者向けの研修会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 5

1. 研修会の概要
2. 分科会の報告

I. 研究の概要

研究の概要

I 研究の目的

矯正施設に福祉の支援が必要な知的障害者の存在が明らかに成り、平成 21 年度から開始された「地域生活定着支援事業」(平成 24 年度より「地域生活定着促進事業」)により、これらの人たちの具体的な福祉のサービスにつなぎ、その実績も徐々に上がっている。

平成 28 年度に行なった「矯正施設を退所した知的障害者等の住まいの変遷の実態調査」では、矯正施設を退所した後に直接「自宅・アパート・公営住宅」に帰住した人が一定数いることが明らかになり、帰住後も主な支援者が地域生活定着支援センター(以下、定着支援センターという)となっているケースが多くみられた。

また、平成 29 年度に行った「自宅等で地域生活をしている知的障害者等の生活実態調査」では、多くは地域に継続して居住しているが、再犯により矯正施設に戻る人が一定数いることが分かった。特別調整対象者でありながら、自宅等及び福祉以外の帰住先から自宅等へ転居した対象者の支援を考える上で、矯正施設入所中に定着支援センターが作成する「福祉サービス等調整計画」及び「特別調整協力結果通知書」等の作成過程、進行過程、評価体制等を検証し、矯正施設入所中に福祉が行う支援の実態を明らかにする必要がある。

以上の取り組みから、福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者等に対する理解と、福祉施設等の受入れの拡大、地域移行、地域定着支援を推進し、国の施策の推進に資することを目的とする。

II 研究方法

1. 研究を進めるにあたり、学識経験者・研究者・弁護士・医師等で構成する調査・研究検討委員会を設置し、検討を行なう。
2. 実態調査を進めるにあたり、研究ワーキング委員会を設ける。
3. 上記研究を反映する支援者向けの研修会の内容について検討を行う、研修ワーキング委員会(基礎研修・実践者研修)を設ける。
4. 報告書を作成し、啓発を図る。

III 研究体制

平成 30 年度は、調査・研究検討委員会を 2 回、研究ワーキング委員会を 3 回、研修ワーキング委

員会を3回開催した。それぞれの会議については以下の表1～3のとおりである。

表1 調査・研究検討委員会

	開催日	場所	出席者	主な議題
第1回	30.6.8(金)	東八重洲ホール (東京都中央区)	委員6名 アドバイザー6名 事務局6名	・調査・研究の計画について ・研究体制について ・研修事業について
第2回	31.3.15(金)	航空会館 (東京都港区)	委員7名 アドバイザー5名 事務局5名	・研修事業の振り返りにについて ・調査・研究結果について

表2 研究ワーキング委員会

	開催日	場所	出席者	主な議題
第1回	30.7.20(金)	八重洲ホール (東京都中央区)	委員6名 事務局3名	・調査・研究の進め方について ・アンケート調査の項目について
第2回	30.9.20(木)	八重洲ホール (東京都中央区)	委員6名 事務局5名	・調査結果の中間報告と分析 ・ヒアリング調査について
第3回	31.2.1(金)	八重洲ホール (東京都中央区)	委員5名 事務局2名	・調査結果の報告と考察について

表3 研修ワーキング委員会

	開催日	場所	出席者	主な議題
第1回基礎 研修ワー キング	30.7.20(金)	八重洲ホール (東京都中央区)	委員7名 事務局7名	・研修会全体の流れ、時間配分等について ・各講義における目的と到達目標
第1回実践 者研修ワー キング	30.11.9(金)	八重洲ホール (東京都中央区)	委員6名 事務局3名	・全体プログラムの検討 ・各分科会の内容及び運営について
実践者研修 打合せ	30.12.27(木)	エキチカ会議室ラ テ(名古屋市)	委員1名 講師2名	・基調講演・鼎談の内容について
実践者研修 打合せ	31.1.25(金)	八重洲ホール (東京都中央区)	委員1名 事務局2名	・第5分科会の運営と内容について
第2回実践 者研修ワー キング	31.2.22(金)	八重洲ホール (東京都中央区)	委員7名 事務局5名	・研修会の振り返り

IV 研究概要

1. 当事者が矯正施設入所中から行う地域生活定着支援センターの支援の実態調査

- (1) 「定着支援センターの業務の課題に関する先行研究の検討」を行い、厚生労働省が示す関連通知等を基に定着支援センターの業務を整理するとともに、定着支援センターの業務課題に関する2本の先行研究より、下支えする業務の視点でレビューを行い、定着支援センターの事業内容の概念図を作成した。
- (2) 「全国の定着支援センターへのアンケートによる実態調査」では、全国の定着支援センターを運営する48事業所を対象に、定着支援センターの職員体制、コーディネート業務、他機関職員との連携、役割移行等についてアンケート調査を行い、事業体制等の実態を明らかにした。
- (3) 「定着支援センターへのヒアリング調査による先駆的な事例の収集」では、実践の蓄積が行われている先駆的な定着支援センターの活動の実際について調査を行い、その先駆的な事例の収集をとりまとめるとともに、課題と対策を抽出し検討を行った。

2. 支援者向けの研修会

研修会は平成31年2月14日(木)～15日(金)の2日間にわたって開催した。1日目は、支援対象者を理解するために必要な概念として、今年度は「障害と依存症」をテーマに、基調講演を行い、さらに鼎談で内容を深めた。2日目に、テーマごとに5つの分科会に別れ、生物・心理・社会モデルや生活の質の向上とリスク対応の相互補完モデルを用いて、参加者が持ち寄った事例や、分科会担当者があらかじめ準備した事例について検討した。事例検討を通して講師や参加者と意見交換を行うことにより、参加者それぞれが実際の支援において抱えている困難を解決し、支援継続が可能になると思われる。

調査・研究検討委員会・研究ワーキング委員会・研修ワーキング委員会 委員名簿

(調査・研究検討委員会)

	No.	所属	氏名
アドバイザー	1	法務省 矯正局 成人矯正課 処遇第二係長	椎原 啓介
	2	法務省 矯正局 少年矯正課 補佐官	藤原 尚子
	3	法務省 保護局 観察課 調査官	調子 康弘
	4	厚生労働省 社会・援護局 総務課 課長補佐	熊坂 洋三
	5	厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活支援推進室 専門官	大平眞太郎
	6	厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 企画課 施設管理推進室 室長補佐	田野 剛
委員	7	国立のぞみの園 理事	櫻井 久雄
	8	弁護士法人ソーシャルワーカーズ 代表 弁護士／社会福祉士	浦崎 寛泰
	9	東京医科大学茨城医療センター 精神科 科長／准教授	榎屋 二郎
	10	日本社会福祉士会 企画室 室長	遅塚 昭彦
	11	立命館大学 法学部 教授	森久 智江
	12	筑波大学 人間系 障害科学域 助教	大村 美保
	13	国立のぞみの園 参事／山口県立大学 社会福祉学部 教授	水藤 昌彦
事務局	14	国立のぞみの園 地域支援部 部長	小林 隆裕
	15	国立のぞみの園 研究部 部長	日詰 正文
	16	国立のぞみの園 地域支援部 社会生活支援課 支援調整役	関口 清美
	17	国立のぞみの園 地域支援部 社会生活支援課 課長補佐	悴田 徹
	18	国立のぞみの園 研究部 研究員	古屋 和彦

(研究ワーキング委員会)

No.	所属	氏名
1	大谷大学 社会学部 現代社会学科 教授	脇中 洋
2	社会福祉法人 南高愛隣会 事業部長	宇野 光央
3	大阪府 砂川厚生福祉センター 自立支援課第二課 主査	野村 達也
4	福井県立大学 看護福祉学部 社会福祉学科 講師	相馬 大祐
5	国立リハビリテーションセンター病院 小児科 医長	田島 世貴
6	国立のぞみの園 参事／山口県立大学 社会福祉学部 教授	水藤 昌彦
7	国立のぞみの園 地域支援部 部長	小林 隆裕
8	国立のぞみの園 研究部 部長	日詰 正文
9	国立のぞみの園 地域支援部 社会生活支援課 支援調整役	関口 清美
10	国立のぞみの園 地域支援部 社会生活支援課 社会生活支援係	峯岸 一馬

11	国立のぞみの園 研究部 研究員	古屋 和彦
----	-----------------	-------

(基礎研修ワーキング委員会)

No.	所属	氏名
1	法務省 矯正局 成人矯正課 処遇第二係長	椎原 啓介
2	法務省 矯正局 少年矯正課 補佐官	藤原 尚子
3	法務省 保護局 観察課 調査官	調子 康弘
4	厚生労働省 社会・援護局 総務課 課長補佐	熊坂 洋三
5	厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活支援推進室 専門官	大平眞太郎
6	滋賀県社会福祉士会 会長	中川 英男
7	福井県立大学 看護福祉学部 社会福祉学科 講師	相馬 大祐
8	国立のぞみの園 参事/山口県立大学 社会福祉学部 教授	水藤 昌彦
9	国立のぞみの園 地域支援部 部長	小林 隆裕
10	国立のぞみの園 研究部 部長	日詰 正文
11	国立のぞみの園 地域支援部 社会生活支援課 支援調整役	関口 清美
12	国立のぞみの園 地域支援部 社会生活支援課 社会生活支援係 係長	唐木 慶二
13	国立のぞみの園 地域支援部 社会生活支援課 社会生活支援係	渡邊 守
14	国立のぞみの園 研究部 研究員	古屋 和彦

(実践者研修ワーキング委員会)

No.	所属	氏名
1	大谷大学 社会学部 現代社会学科 教授	脇中 洋
2	大阪人間科学大学 人間科学部 医療心理学科 准教授	山崎康一郎
3	社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会 支援センターい〜な 支援室長	原田 和明
4	武蔵野大学 人間科学部 社会福祉学科 准教授	木下 大生
5	筑波大学 人間系 障害科学域 助教	大村 美保
6	兵庫県地域生活定着支援センター ウィズ 相談員	益子 千枝
7	京都保護観察所 保護観察官	西原 実
8	国立のぞみの園 参事/山口県立大学 社会福祉学部 教授	水藤 昌彦
9	国立のぞみの園 地域支援部 部長	小林 隆裕
10	国立のぞみの園 研究部 部長	日詰 正文
11	国立のぞみの園 地域支援部 社会生活支援課 支援調整役	関口 清美
12	国立のぞみの園 地域支援部 社会生活支援課 社会生活支援係 係長	唐木 慶二
13	国立のぞみの園 研究部 研究員	古屋 和彦

所属・役職等については平成31年3月現在

Ⅱ. 当事者が矯正施設入所中
から行う地域生活定着支援セ
ンターの支援の生活実態調査

当事者が矯正施設入所中から行う地域生活定着支援センターの 支援の実態調査

I 研究背景と目的

国立のぞみの園では、平成 28 年度に矯正施設退所者の住まいの変遷の調査¹⁾を行い、特別調整による退所者の過半数が福祉関連の住居を利用せず、自宅等に帰住及び転居している退所者が一定数いることを明らかとした。平成 29 年度には、自宅等に帰住及び転居した退所者の実態調査²⁾を行い、地域生活定着支援センター（以下、定着支援センターという）のコーディネートにより、地域の支援者に支援の役割移行が行われるはずの特別調整対象者支援が、他の支援者に移行できていない実態が一定数あることを明らかとした。これらの結果より、役割移行に至るまでの支援の流れとして、矯正施設入所中から行う定着支援センターの業務を再検証するとともに、定着支援センターの実態を調査し、支援の現状から課題を考えることが必要と考えられる。

そこで本研究は、役割移行に至るまでの支援の流れとして、矯正施設入所中から支援を行う定着支援センターの業務に着目し、全国の定着支援センターの業務実態を明らかにするとともに、先駆的に実践の蓄積を行っている事例の収集を行い、課題と対策を抽出し検討することを目的とする。

II 研究の構成

本研究は、以下の 3 部で構成される。

1. 「定着支援センターの業務の課題に関する先行研究の検討」では、厚生労働省が示す関連通知等を基に定着支援センターの業務を整理するとともに、定着支援センターの業務課題に関する 2 本の先行研究より、下支えする業務の視点でレビューを行い、定着支援センターの事業内容の概念図を作成する。

2. 「全国の定着支援センターへのアンケートによる実態調査」では、全国の定着支援センターを運営する 48 事業所を対象に、定着支援センターの職員体制、コーディネート業務、他機関職員との連携、役割移行等についてアンケート調査を行い、事業体制等の実態を明らかにする。

3. 「定着支援センターへのヒアリング調査による先駆的な事例の収集」では、実践の蓄積が行われている先駆的な定着支援センターの活動の実際について調査を行い、その先駆的な事例の収集をとりまとめるとともに、課題と対策を抽出し検討する。

なお、本研究の手続きについては、国立のぞみの園調査研究倫理審査委員会にて承認を得て実施した。

Ⅲ 研究結果

1. 定着支援センターの業務の課題に関する先行研究の検討

定着支援センターの業務について、厚生労働省が示す関連通知等及び、定着支援センターの業務課題に関する先行研究より整理を行い、定着支援センターの事業内容を概念化すると共に、本研究の検討課題を挙げることを目的とした。

1) 方法

定着支援センターの業務に関する先行研究の検討は、以下の手順で行った。

- (1) 厚生労働省が示す関連通知等を基に定着支援センターの業務を整理
- (2) 定着支援センターの業務の課題に関する先行研究^{3) 4)}の検討
- (3) 定着支援センターの事業内容の整理
- (4) 定着支援センターの事業内容の概念図の作成

2) 結果

- (1) 厚生労働省が示す関連通知等を基に定着支援センターの業務を整理

厚生労働省が示す地域生活定着促進事業の関連通知である、「刑事施設、少年院及び保護観察所と地方公共団体、公共の衛生福祉に関する機関等との連携の確保について（平成21年4月1日付法務省保観第206号、社援発第0401019号）」³⁾、「地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針（平成21年5月27日付社援総発第0527001号別添）」⁴⁾、「地域生活定着促進事業実施要領（平成27年7月27日社援発0727第2号別添）」⁵⁾、「違法行為をした障害者・高齢者のうち福祉的支援を要し真に支援を望む人への支援について（平成27年12月24日）」⁶⁾を基に定着支援センターの業務を整理した。

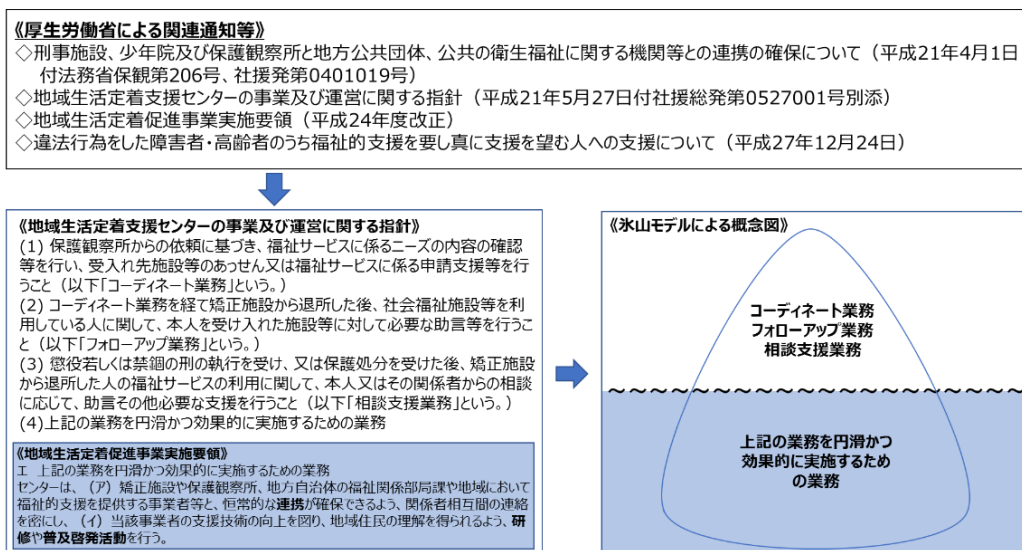


図1 厚生労働省が示す関連通知等を基に定着支援センターの業務を整理

これら4つの関連通知によると、厚生労働省が地域生活定着促進事業における定着支援センターの主な業務として示している「コーディネート業務」、「フォローアップ業務」、「相談支援業務」に加え、「業務を円滑かつ効果的に実施するための業務」が示されていた。地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針の事業の内容をみると、具体的な内容が示されていないが、細目をみると、「関係機関等からなる会議を開催」、「関係機関と連携」とある。また、地域生活定着促進事業実施要領のセンターの事業内容をみると、「矯正施設や保護観察所、地方自治体の福祉関係部局課や地域において福祉的支援を提供する事業者等と、恒常的な連携」、「研修や普及啓発活動」が示されている。しかし、どちらの通知にもこれ以上具体的な内容は示されていない。この結果より、定着支援センターにおける「業務を円滑かつ効果的に実施するための業務」が見えにくい構造になっていると推測された。この構造について、氷山モデルを使って概念図を作成した（図1）。

(2) 定着支援センターの業務の課題に関する先行研究の検討

著者	項目	指摘	コード	カテゴリー
石川、宍倉、三枝(2014)	定着支援センターの新たな課題	・とりわけ再犯リスクへの取り組みという従来の福祉にはなかった課題もできて、定着支援センターには新たなスキルが要求される。	・新たなスキルの必要性	内部の体制構築業務 (支援員の支援力・専門性の向上等)
	コーディネート業務	・円滑な遂行を支えるキーの一つは、福祉ニーズの的確なアセスメントである。この点、他の都道府県の定着支援センターから特別調整協力依頼が出された場合の「アセスメント」には、とりわけ困難が伴う。	・アセスメントの困難さへの対応	
	定着支援センターの業務体制	・『スタッフ体制の充実度』によっても、定着支援センターの業務の量と質が変わってくることは否めない。『スタッフ体制の充実度』の尺度を何に求めるかの問題は容易ではないが、スタッフ中に占める『社会福祉士の有資格者』の比率は一つの目安になる。	・スタッフ体制の充実	
森久(2018)	定着支援センターによる本人支援の課題	・本人との信頼関係の構築（ラポール形成）は、支援者がまず意識的に行うべき必須事項である。 ・しかし実際には、①支援を受けるモチベーションが無い、②接触時間の短さ、などの障壁が挙げられる。 ・福祉的支援を受ける可能性がある場合に地域の福祉職が、定着とともに刑事司法手続き段階から本人に関われる機会を十分に確保しつつ、関係性構築を行っていく必要がある。	・信頼関係構築の障壁への意識 ・刑事司法手続き段階からの関係性構築	内部の体制構築業務 (支援員の支援力・専門性の向上等)
	支援者の意識と専門職育成	・支援者の意識の問題は、ある意味『古くて新しい課題』であるが、専門職研修や肯定的に評価すべき実務（グッド・プラクティス）の共有を積み上げていくことが、福祉職そのものの専門職としての底上げに繋がるであろう。	・専門職研修と実務の積み上げ	
	定着支援センターの事業主体における専門職養成・育成のあり方で、研修会やセミナーの意義	・支援者による受入経験の共有のみならず、実際に支援を受けた当事者の声を聴くこと、また、実際に地域で生活している当事者の生活状況を知ってもらうことは、支援を経て本人が得た『成果』を目の当たりにすることであり、専門職の行う支援が本人にとって、また社会にとってどのような意義を持ちうるかを確認できる貴重な機会といえる。 ・当該領域の専門職養成・育成において、①司法領域のクライアントに関する知識の習得、②経験に基づくクライアントの人間像の変化の経験、が重要。	・司法領域の知識の習得 ・支援による人間像の変化の経験	
石川、宍倉、三枝(2014)	定着支援センター間の連携体制	・職員の異動、委託機関の変更に伴い連携体制が変わることもあるので、この点も何らかの工夫が必要である。	・連携体制への工夫	地域の支援ネットワーク 構築業務 (機関間の相互理解等)
	定着支援センターの連携	・支援スキーム、スタンスも委託法人によって異なることもあり、支援の質、量においてコンセンサスを得るのが困難な場合がある。かつ、互いのセンター間の役割分担が不明瞭になり、他県に依頼したケースでも、出所時、出所後まで関りをもたざるを得ないケースもある。	・支援スキーム、スタンスの異なりへの対応 ・役割分担の明確化	
	情報連携	・人事異動があると、これまで積み上げてきた連携のノウハウが変わってしまう可能性がある。人が変わっても影響のない連携体制をつくるためには、効率性のみならず、各機関が役割をもった適正な仕組みを築く必要がある。	・人が変わっても影響のない連携の構築	
森久(2018)	定着支援センターのネットワーク形成のあり方	・定着の受託母体の属性や各地域における福祉の強みはきわめて多様であること、すべての定着においてネットワークの構築方法は決して一概にはならない。 ・支援を行うクライアントの多様性やそれに伴う支援の選択肢の必要性に鑑みれば、どれほど大きな法人であっても、持続可能で、かつ支援の質を高めることのできるようなネットワークが拡大・強化されることが望ましい。 ・ネットワークの拡大の強化の方法論は、地域の状況は異なっても相互に参照できる部分はあるであろう。	・持続可能なネットワーク ・支援の質を高めるネットワーク ・相互に参照できるネットワーク	

図2 定着支援センターの業務の課題に関する先行研究の検討

定着支援センターに関する先行研究について研究ワーキング委員会で検討し、定着支援センターの業務の課題に関する先行研究として、石川正興・石倉悠太・三枝功侍（2014）「矯正施設出所後の段階における司法システムへのダイバージョン・プログラム（「出口」支援）の現状と課題～地域生活支援センターの運用実態に関する調査結果から」⁷⁾と、森久智江（2018）「第24章 地域生活定着支援センターの課題と今後」⁸⁾を選定した。選定した2本の先行研究を検討し、下支えする業務の視点でレビューを行い、定着支援センターに求められる課題10項目を選出し、指摘内容より表現や意味内容が類似しているユニットごとに分類しコードを作成した。その結果、「新たなスキルの必要性」、「アセスメントの困難さへの対応」、「スタッフ体制の充実」、「信頼関係構築の障壁への意識」、「刑事司法手続き段階からの関係性構築」、「専門職研修と実務の積み上げ」、「司法領域の知識の習得」、「支援による人間像の変化の経験」、「連携体制への工夫」、「支援スキーム、スタンスの異なりへの対応」、「役割分担の明確化」、「人が変わっても影響のない連携」、「持続可能なネットワーク」、「支援の質を高めるネットワーク」、「相互に参照できるネットワーク」の15のコードを抽出した。さらに、内容に親近性のあるコードを束ねてカテゴリーを抽出した。その結果、「内部の体制構築業務（支援員の支援力、専門生の向上等）」、「地域の支援ネットワーク構築業務（機関間の相互理解等）」の2つのカテゴリーを作成した（図2）。

（3）定着支援センターの業務の整理

厚生労働省が示す関連通知等の整理及び、先行研究の検討により得られた結果を整理し図3に示した。抽出した15のコードより2つのカテゴリーの生成を行い、定着支援センターの主な業務を下支えしている業務は、「支援員の支援力、専門生の向上業務等」「地域の支援ネットワーク構築業務（機関間の相互理解等）」であると推測された（図3）。

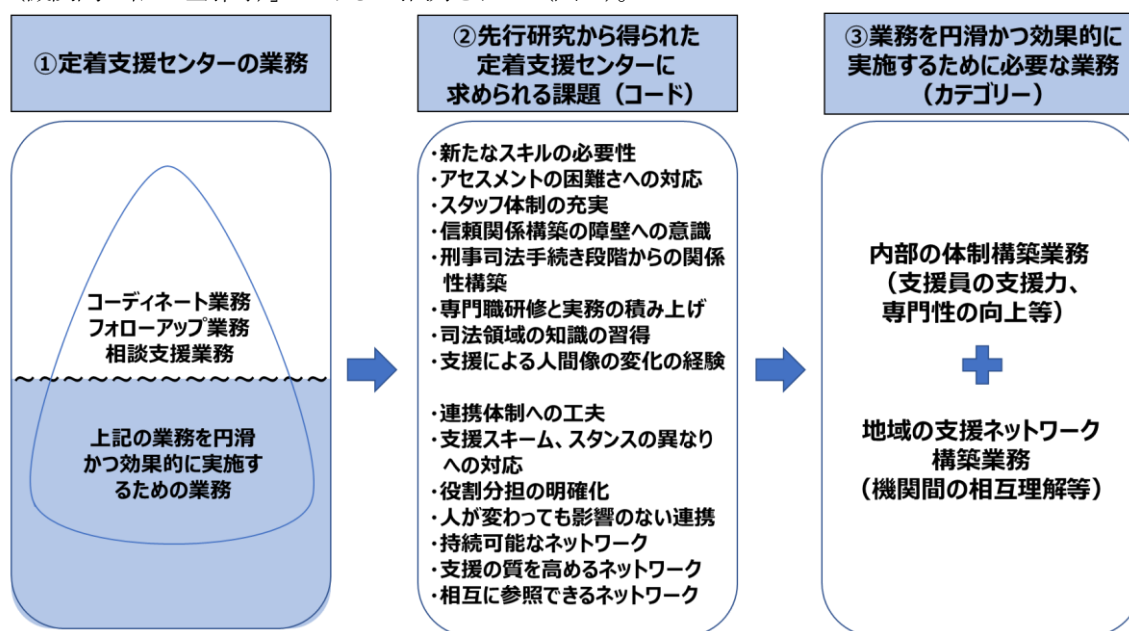


図3 定着支援センターの業務の整理

4) 定着支援センターの事業内容の概念図の作成

①定着支援センター業務の重層的構造の概念図

推測された結果を基に、定着支援センター事業の重層的構造の概念図を作成した。主な業務の「コーディネート業務」、「フォローアップ業務」、「相談支援業務」を職員の業務、業務を円滑かつ効果的に実施するための業務である「内部の体制構築業務（支援員の支援力、専門生の向等）」、「地域の支援ネットワーク構築業務（機関間の相互理解等）」を組織の業務とし、矯正施設入所中から退所後に掛けての業務の流れが、重層的に行われていると考えられた（図4）。

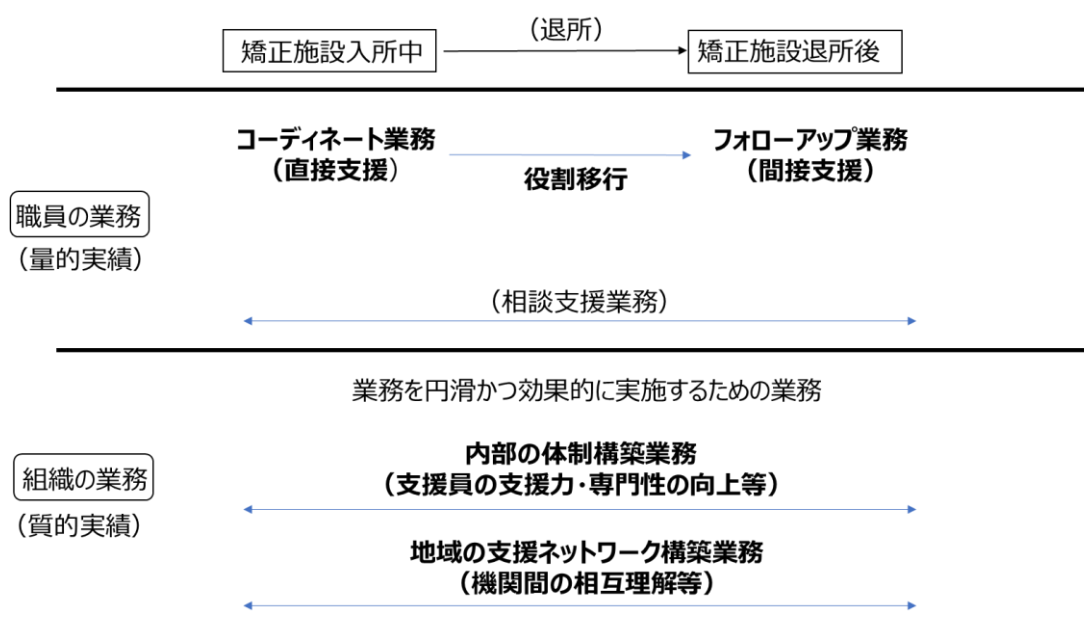


図4 定着支援センター業務の重層的構造の概念図

②定着支援センターの業務内容の概念図

定着支援センター業務の重層的構造の概念図を基に、定着支援センターの事業内容の概念図を作成した。業務を「コーディネート業務」、「フォローアップ業務」、「内部の体制構築業務」、「地域の支援ネットワークの構築」4つに分類した。その上で、「コーディネート業務」を利用者とセンター職員の関係と捉え、その具体的内容を「アセスメント」、「信頼関係」とし、職員のスキルと分類した。

「フォローアップ業務」をセンター職員と他機関職員の関係と捉え、その具体的内容を「支援の引継ぎ」、「役割移行」とし、職員間連携と分類した。「内部の体制構築業務」をセンターとセンター職員の関係と捉え、その具体的な内容を「支援員の支援力、専門生の向」、「支援員へのバックアップ」とし、組織スキルと分類した。「地域の支援ネットワーク構築業務」をセンターと他機関の関係と捉え、その具体的な内容を「機関間の相互理解」、「機関間の連携」とし、組織連携と分類した。

全体的にみると、上段は職員が行う業務の領域、下段は組織が行う業務の領域、左側は業務のスキルの領域、右側は業務の連携の領域とし、この4つの業務が互いに補完されていると考えられた。

なお、相談支援業務は、この4つの業務の実践の蓄積により行うものと考えられる（図5）。

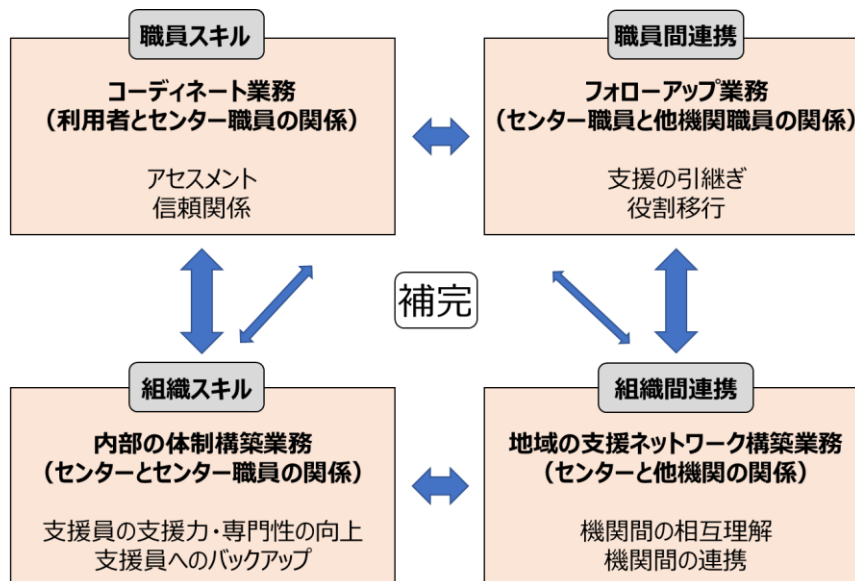


図5 定着支援センターの業務内容の概念図

5) 小括

先行研究の検討の結果、定着支援センターの主な業務を「業務を円滑かつ効果的に実施するための業務」が下支えしている構造であると考えられた。また、選定した2本の先行研究より、下支えしている業務は、「内部の体制構築業務（支援員の支援力、専門生の向上等）」「地域の支援ネットワーク構築（機関間の相互理解等）」であると推測された。推測された結果を基に概念図を作成し、定着支援センターの事業内容を、職員が行う業務の領域、組織が行う業務の領域、業務のスキルの領域、業務の連携の領域と互いに補完されている4つに分類した。その上で本研究における検討課題を以下のように整理した。

(1) 定着支援センターの現状を明らかにする

定着支援センターの業務を4つに分類した概念図より、上段は職員が行う業務の領域、下段は組織が行う業務の領域、左側は業務のスキルの領域、右側は業務の連携の領域とし、この4つの業務が互いに補完しあっていると考えられた。このことより、職員の領域の実態を明らかにし、現在の業務の課題を抽出するとともに、調査したデータより、4つの業務で実践を蓄積していると想定される定着支援センターを選定することが必要である。

(2) 先駆的な事例を収集する

概念図で4つに分けられた業務を遂行するために行っている工夫など、先駆的な事例をとりまとめ、全国の定着支援センターに広く知らせることが必要と考えられる。そのために、1で選定された定着支援センターに対し、各業務の課題に対してどのような工夫を行っているかを聞き取り、課題への対応を検討していく必要がある。

2. 全国の定着支援センターへのアンケートによる実態調査

先行文献の検討に基づき、定着支援センターの職員体制、コーディネート業務、他機関職員との連携、役割移行等について調査を行い、その実態を明らかにすることを目的とした。また、この調査結果よりヒアリング調査先の選定を行う。

1) 方法

全国の定着支援センターを運営する 48 事業所を対象に、平成 30 年 8 月 20 日から平成 30 年 9 月 10 日を調査期間として、郵送方式でのアンケート調査を行った。調査項目は、事業所の基本情報、職員情報、矯正施設入所中に行う業務、地域の各機関の職員との連携情報等とした。なお、調査内容については、研究ワーキング委員会で検討後、全国地域生活定着支援センター協議会の了承を得て実施した。

2) 結果

42 事業所より回答があり、回収率は 87.5%であった。

(1) 定着支援センター職員の現状

①職員の在籍年数

定着支援センターの職員の在籍年数をみると、5年以上が 63 人(29.2%)と最も多く、次いで 1 年未満が 55 人(25.5%)、2~3 年未満が 37 人(17.1%)という結果であった。1 年未満、1~2 年未満、2~3 年未満を合計すると 120 人 (55.6%) と、3 年未満の職員が過半数であった。3 年未満の職員のうちセンター長は 16 人 (センター長全数に対し 38.1%) であった (表 1)。

表 1 職員の在籍年数 (センター長含む) n=216

1年未満	1~2年未満	2~3年未満	3~4年未満	4~5年未満	5年以上
55	28	37	13	20	63
25.5%	13.0%	17.1%	6.0%	9.3%	29.2%

②在籍 3 年未満の職員の業務形態と保持資格

在籍 3 年未満の職員 120 人の職務形態をみると、専任が 80 人 (66.7%)、併任が 40 人 (33.3%) であった。また、保持資格をみると、社会福祉士が 51 人 (42.5%) と最も多く、次いで保持資格なしが 46 人 (38.3%)、その他が 10 人 (8.3%) であった。この結果、併任職員、保持資格名士が共に 3 割強いることが分かった (表 2)。

表 2 職員の業務形態と保持資格

n=216

専任	併任	社会福祉士	精神保健福祉士	介護福祉士	保育士	なし	その他
80	40	51	3	8	2	46	10
66.7%	33.3%	42.5%	2.5%	6.7%	1.7%	38.3%	8.3%

③在籍3年未満の職員の実績

在籍3年未満の職員の平成29年度のコーディネート業務の実施数をみると、1～2年未満の職員が154件（15.4%）、2～3年未満の職員が128件（12.8%）であり、合計すると270件（27.1%）であった。また、3年未満の職員の平成29年度のフォローアップ業務の実施数をみると、1～2年未満の職員が190件（15.6%）、2～3年未満の職員が240件（19.7%）であり、合計すると430件（35.3%）であった。この結果、平成29年度のコーディネート業務及びフォローアップ業務の約3割を在籍3年未満の職員が行っていることが分かった（表3）。

表3 在籍3年未満の職員の実績

●平成29年度のコーディネート件数 n=997				●平成29年度のフォローアップ件数 n=1219			
1未満	1～2年未満	2～3年未満	計	1未満	1～2年未満	2～3年未満	計
0	154	128	270	0	190	240	430
0%	15.4%	12.8%	27.1%	0%	15.6%	19.7%	35.3%

(2) 他機関職員との連携の現状

現在の定着支援センター職員と他機関職員との連携の現状を見ると、ケース会議において、現在は参加していないが、今後参加してほしい相手があるかの問いで、記載ありが28センター（66.7%）と過半数であることが分かった。また、住居支援、掲載支援、日中支援においても、現在は相談できていないが、今後は相談したい相手先の記載のあるセンターが概ね半数あることが分かった（図6）。ケース会議に現在は参加していないが、今後参加してほしい相手として、医師・医療関連、矯正施設職員、自治体職員などが挙げられた。現在は相談できていないが、今後相談したい相手として、住居支援に関する相談相手では、自治体の住宅課、住居支援協議会、住居支援団体、不動産組合などが挙げられた。経済支援に関する相談相手では、ハローワーク、社会福祉協議会、弁護士、コレワークなどが挙げられた。日中支援に関する相談相手では、民生委員、協力雇用主、シルバー人材センター、ハローワークなどが挙げられた。

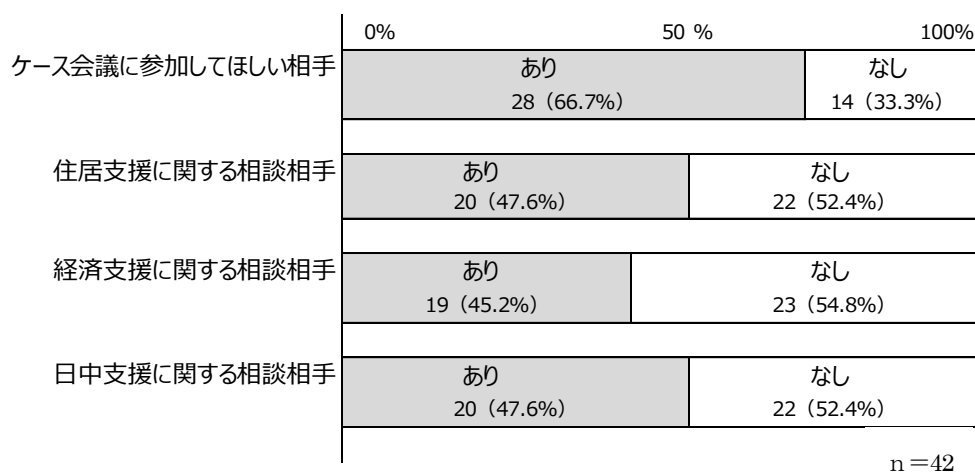


図6 他機関職員との連携の現状

(3) 他機関の支援者への引き継ぎが困難なケース

①他機関の支援者への引き継ぎが困難なケースの有無

現在の定着支援センターにおける、他機関の支援者への引き継ぎが困難なケースへの記載の有無を見ると、記載ありが39センター(92.9%)、記載なしが3センター(7.1%)であった(図7)。

②他機関の支援者への引き継ぎが困難なケースにみられる特徴

現在の定着支援センターにおける、他機関の支援者への引き継ぎが困難なケースで自由記載された内容を起因別に分けてみると、利用者側に起因しているケースが37ケース(52.1%)、支援者側に起因しているケースが34ケース(47.9%)であった。利用者側に起因しているケースの記述では、「障害特性や依存症が強く出ている」、「障害の自覚がなく、福祉的支援を必要としていない」、「これまでに福祉サービスを受けた経験がなく、支援を拒否する」、「本人が集団生活や、人との関わりを苦手としている」、「本人だけでなく、家族にも支援が必要」などの記載があった。支援者側に起因しているケースの記述では、「罪名(殺人・放火・正犯等)に対する、支援の拒否」、「過去に矯正施設退所者支援で失敗した経験からの拒否」、「過去に矯正施設退所者支援をした経験がない」などの記載があったが、特に相談支援専門員とのケースで、「司法分野の案件は定着がずっと関わるとの誤理解」、「相談支援専門員が多忙である」が挙げられた。(図8)。

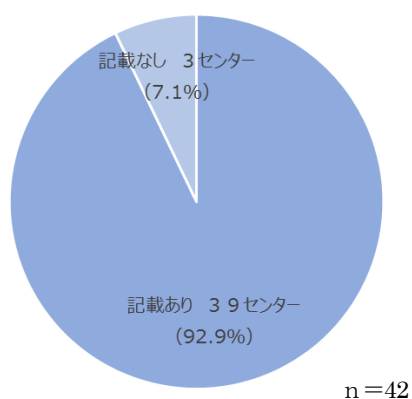


図7 他機関の支援者への引き継ぎが困難なケースへの有無

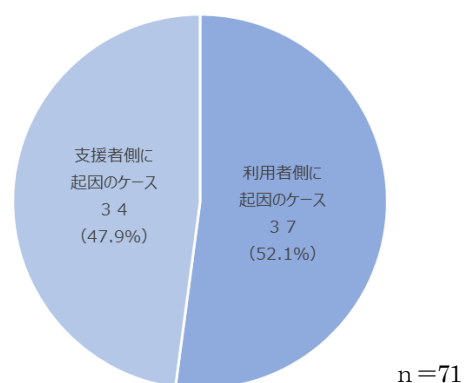


図8 他機関の支援者への引き継ぎが困難なケースにみられる特徴

3) 小括

(1) 定着支援センターの現状

地域生活定着支援センターの現状を見ると、定着支援センターでの在籍年数が3年未満の職員が過半数であり、その内、併任職員、保持資格無しの職員が、ともに4割近いという結果であった。この要因として、法人の移行、職員の入れ替わり等が想定される。

また、定着支援センター職員と他機関職員との連携の現状を見ると、現在は相談できていない、あるいは参加してもらえない相手先が、ケース会議への参加では半数以上、居宅支援、経済支援、

日中支援の相談先では半数近くあるという結果であった。この要因としても、法人の移行、職員の入れ替わり等により、組織間の相互理解が、組織的及び継続的に構築できていないことが想定される。

一方、定着支援センターにおける、地域の支援者への引継ぎが困難なケースへの記載の有無を見てみると、9割以上の地域生活定着支援センターが記載しており、その理由（自由記載）を見てみると、利用者側に起因しているケース、支援者側に起因しているケースが半数ずつであった。この要因として、利用者側に起因しているケースには、支援員の専門性・経験の不足、支援者側に起因しているケースには、連携による地域支援ネットワーク構築・相互理解の不足等が想定される。

（2）役割移行の困難理由

これらの結果から、一部の定着支援センターには、職員による知識と技能の蓄積及び、連携先との継続的な関係性の構築が、形成されにくい現状にあることが推測される。その結果、コーディネート業務とフォローアップ業務の間にある役割移行が難しいケースが一定数生じていると考えられる。

（3）課題への対応

今回の調査により、職員に求められる知識と技能、連携先との関係性等の蓄積が成されていない定着支援センターが一定数あると確認された。その背景として、業務委託の公募制度（毎年から数年ごと）や、委託法人による定期人事異動等の不可避な要因が推測される。この結果より、委託年数が長く先駆的な工夫を行っている定着支援センターの、主な業務を遂行するために行っている工夫等の事例をとりまとめ、全国の定着支援センターに広く知らせることが必要と考えられる。

3. 定着支援センターへのヒアリング調査による先駆的な事例の収集

今回の先行文献の検討に基づき、実践の蓄積が行われている先駆的な定着支援センターの活動の実際について調査を行い、その先駆的な事例の収集をとりまとめるとともに、課題と対策を抽出し検討することを目的とする。

1) 方法

ヒアリング調査の実施先は、先行して行ったアンケート調査の結果より、委託年数、職員平均在籍年数、センター長在籍年数、在籍5年以上職員数、平成29年度コーディネート業務実施数、平成29年度フォローアップ業務実施数を基に選定し、さらに法人種別、所在地域、所在地人口規模を勘案して8事業所を選定した。選定した事業所へ承諾の有無を電話にて確認を行い、訪問によるヒアリング調査を行った。

質問項目は、コーディネート業務（利用者とセンター職員の関係）において、アセスメントでは「面会時、面会以外のアセスメントの工夫」、信頼関係では「面会での信頼関係構築の工夫」とした。フォローアップ業務（センター職員と他機関職員の関係）において、支援の引継ぎでは「事業所・相談支援への引継ぎの工夫」、役割移行では「引継ぎ後の関係性の工夫」とした。内部の体制構築業務（センターとセンター職員の関係）においては、支援員の支援力・専門性の向上では「新任・現任職員への研修の工夫」、支援員へのバックアップでは「センター内の体制作りの工夫」とした。地域の支援ネットワーク構築業務（センターと他機関の関係）においては、機関間の相互理解では「良好な関係性構築の工夫」、機関間の連携では「ネットワーク構築の工夫」とした（図9）。

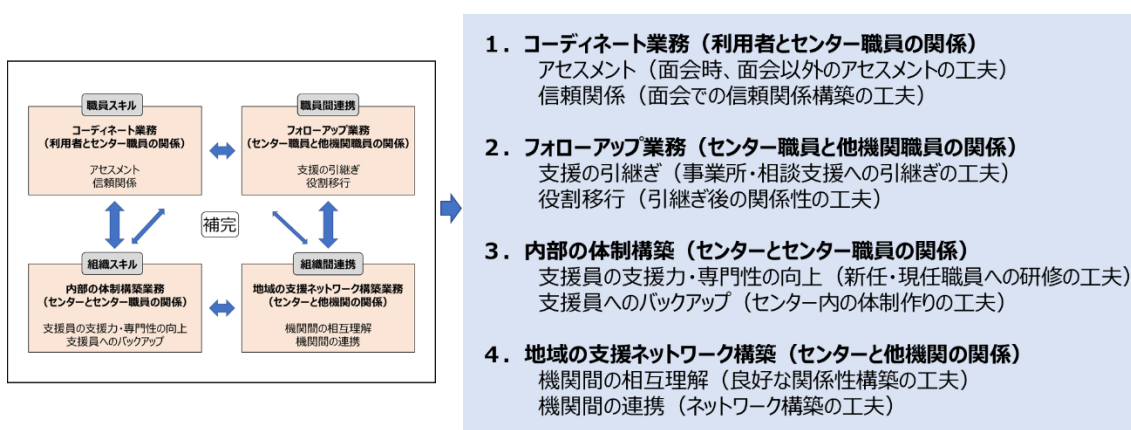


図9 先駆的な定着支援センターからの聞き取り調査内容

2) 結果

(1) コーディネート業務

コーディネート業務でのアセスメントは、面会の過程において、面会前の準備、面会時の対応、面会後の情報収集と、それぞれの時期における工夫がうかがえた。特に面会前に提供される情報は犯罪行為に着目した情報が多く、犯罪を行ってしまった背景が読み取れないケースがあるため、面

会時及び面会後の情報収集を基に、評価・分析・解釈、見立てを行っているセンターが多かった。また、面会の過程において、信頼関係の構築を最優先の目的としているセンターが多いことが特徴的であった。限られた回数の中での面会ながら、初回から数回はアセスメントを行わずに、信頼関係の構築を優先させていることから、面会によるアセスメントの困難さが推測される（表4）。

表4 コーディネート業務の工夫

■アセスメント
<p>《面会前に行くこと》</p> <ul style="list-style-type: none"> 事前確認⇒作戦が立てられる⇒余裕をもって面会に臨める 面会前に台本を作る。 特性に合わせて、下準備をしておく。 対象者と面会をする前に、事前に福祉専門官や矯正処遇官から刑務所内における生活や身体、作業状況、懲罰の有無等について聞き取りを行っている。 保護観察官の面会記録を資料として先にもらう。 <p>《面会での対応》</p> <ul style="list-style-type: none"> 事前情報は参考程度にとどめ、相手の言葉や態度からアセスメントする。 聴覚障害がある場合は、矯正施設に手話通訳の同席を依頼することも考えられるが、筆談や手振り身振りで意思疎通を図る努力をする。 本人の本来の生活を知るために、イラストを使ったツールを作成して面会に臨む。 言葉では伝わりにくい場合は、質問内容を書いて、目でみてわかるようにする。 当事者の言葉のニュアンスなど正確性を期すために、面接はセンター職員が2名で対応している。 事前情報は読み込んでいき、予め知っている事であっても初めて聞くようにして聞く。 隠れた部分、本人が話をしたくないこと、自分が不利になるような話、依存症的なことを上手に聞いていく。 疑問を持つ。ちょっとおかしいだろうという気が大切。 保護観察所との連携⇒保護観察所から頂いた情報を基に初回面談に臨んだ時、情報と違う場合、再調査を依頼している。 矯正施設内での面会の際、いくつかの選択肢を用意していく。①施設生活 ②単身生活 ③最低限の見守りがあるシェアハウス等での生活などを提案できるようにしていく。 対象者の意思や希望を大切にしながら、想像することが苦手な人たちに写真やパンフレットなどを見せて出所後の生活について考えてもらう。 <p>《面会後の情報収集》</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政での支援に関しては、早い段階から相談し支援の仲間を増やし、情報収集にあたる（療育手帳取得するための情報で、市役所の職員に同級生を探していただくなど） 対象者の了解を得たうえで、成育歴・生活歴を知るために暮らしていた場所を訪ねる。 本人が望めば、親族、支援者側からの情報を収集。 連絡がつく親族、支援者が居る場合は連絡を取り、以前の生活状況を情報収集する。 保護観察所から家族へ定着が保つてくれることを連絡してもらう。 地域内で暮らしていた時のキーパーソンや関係者（大家、包括、市役所、恩師、親族など）から話を聞き、犯罪に至った環境のアセスメント、独自の調査をする。これにより、どこに誰に働きかければ良いかアセスメントする。 提供された情報は参考とし、自分たちで集めた情報を基に評価・分析・解釈を行い、見立てまでもっていく。 <p>《計画策定》</p> <ul style="list-style-type: none"> アセスメントの一つとして、ライフストーリーを含む年表を作成し、本人の希望、課題、何が必要かを、支援者全員が共有し、計画に繋げる。 定着独自の「移行支援計画書（導入計画）」を退所前で作成。（福祉申請、医療、利用サービス、本人の意向等、移行先の調整・時期、長期目標、短期目標、特記など） 当事者の意向を尊重する。以前の生活状況と変化が無い場合は、センターから生活歴や犯罪に結びついた原因等を当事者と再確認し、サービスの提案を行う。その都度、意思確認を行い計画の策定に努める。 計画については立てるには立てるが、定まらない場合の方が多い。本人との面会ごとに変更していく。
■信頼関係構築
<p>《面会への意識》</p> <ul style="list-style-type: none"> 面会の1番の目的は本人との信頼関係。 「あなたの味方として会いに来た」を前面に出して臨む 初回面会はアセスメントを行わず、当事者との信頼関係の構築に努める。 遠いところであっても、できるだけ行くようにしている。遠方の場合はテレビ会議（2～3回）+1回の直接面会もある。 <p>《面会の環境づくり》</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象者が自分から話せるような質問を投げかける（ご本人の好きな事や得意にしていることを話していただく） 相手が緊張せずに話せるよう、座る場所、声の調子、表情を考え、対象者の心の声を聴く努力をする。 面会では犯罪に至った原因等も聞き取る必要があるため、当事者が話しやすい環境を設定できるように心がける。 矯正側が用意した立派な椅子に座っているのは相手の心に近づけない。同じ椅子にかえてもらう。 面接時に持って行く資料の表紙に、地物の名物の食べ物の写真を載せ、会話の切っ掛けにしている。

(2) フォローアップ業務

フォローアップ業務での支援の引き継ぎにおいて、コーディネート業務の段階である矯正施設入所中に会う機会を設けたり、矯正施設退所後に中間施設を利用して会う機会を設けるなど、早い段階から当事者と支援者の接点を作る工夫がうかがえた。また、支援者側に少しでも不安がある場合は、その場では無理強いせず、段階を置いて繋げるなど工夫を行っていた。また、支援の引き継ぎ後の役割移行では、「バトンタッチしたよ」のように、丸投げに見えてしまうことが無いように工夫しているセンターが多かった。引き継ぎ直後はセンターも深く関わり、段階的に役割移行を行っていることがうかがえた（表5）。

表5 フォローアップ業務の工夫

■ 支援の引き継ぎ
<ul style="list-style-type: none"> 可能な限り、矯正施設内に当事者が入所している間から、定着と一緒に会いに行ってもらう。 更生保護施設、精神科病院、救護施設、民間シェルター等の中間施設を活用して、矯正施設退所後の社会の中での本人像を支援者にみてもらい、地域に繋げる。 福祉職のない更生保護施設を利用する場合、訪問看護、ヘルパー、移動支援、日中サービス等の地域資源を定着がコーディネートする。 施設長はOKだが、現場支援員がNGの場合が多い。その場合、無理強いはいしない。 事業所が、自分のところだけに全てがまかされたいと感じてしまわないように、あくまでもネットワーク全体で支援していることを、あえて言葉で強調する。 引き継ぎについては、相談支援事業所、地域包括支援センター等に対して、対象者に係る情報の提供や共有を行っている。
■ 引継ぎ後の役割移行
<ul style="list-style-type: none"> 何かトラブルが起きた時の、連絡を明確しておく（いつでも連絡できること）その後の関わり方について事業所職員に説明しておく。 事業所等へ丸投げするのではなく、引き継ぎ後もフォローアップを行う。 問題が起きた時は、事業所だけの負担にならないように関係機関とケース会議をする等して、一緒に考えて行く。 実際には約6カ月（在宅や有期限施設等ケースによって違いあり）をめぐりフォローを行うが、受け入れ施設に対してはフォローは継続する事を伝えるが、定着の実務処理としては終了し、支援の必要性があれば相談業務として対応している。 受け入れ施設を孤立にしないという立場を明確にし、何かあればすぐに駆け付けられる様にしておく。（フォローアップ業務としての関りを終了して、相談支援業務として関わる。） 付かず離れずの距離間で、定期的に当事者の様子伺いを行う。また進捗状況に関係機関に確認する。 対象者や施設等に対して、フォローアップ終了後であっても、センターの支援が必要な場合には連絡してほしい旨伝える。 入所中、出所後すぐのケース会議は定着支援センターが開催し、以降は受け入れ施設から関係者を招集してもらう。 前提として一緒に頑張ります。「バトンタッチしましたよ」は見せない。事業所の力量を見ながら少しづつフェイドアウトしていく。 最終的に、センターが支援のネットワークからは外れることになることを、初期段階から事業者等へ伝え、中心的な対応を地域に移行するようにしている。 相談支援が定着にお願したい部分、定着センターが相談支援にお願したい部分があるため、ここから時期を決めて引き継ぐのではなく、徐々に相談支援でも対応できる部分を増やしていく、気持ちとして相談支援でもできると思っていた。（気持ちの引き継ぎ） 高齢障害者場合は互いにけん制し合う。その場合は行政に判断を委ねる。 関係機関でケース会議を行った際に、定着の役割、フォローアップの説明を行い、役割分担等を関係機関と共有する。その際に、相談支援事業所には地域での旗振り、キーパーソンの役割を依頼していく。 殺人未遂、放火、性犯等の重大なケースはケース自体が定着のケースと言う見方をされることもあるため、完全に離れずフォローしていく。

(3) 内部の体制構築業務

支援員の支援力・専門性の向上では、新任職員への対応として、積極的に研修に参加できる体制を構築すると共に、業務ではセンター長やベテラン職員とペアを組み、実際のケースを見ながらOJTで対応しているセンターが多かった。一方、現任職員への研修では、積極的に参加できる体制を構築すると共に、本人が研修会や勉強会を企画し、講師の選定や交渉も実際に行うことでスキルや連携の力を高めていた。また、支援員のバックアップでは、支援員一人が抱えたり悩んだりしないよう、情報の共有の工夫を行っているセンターが多かった。実務では矯正施設等の立地で直行直帰のケースも想定され、データベース活用など、ITを活用した情報共有もみられた（表6）。

表6 内部の体制構築の工夫

■ 支援員の支援力・専門性の向上
<p>《新任職員への対応》</p> <ul style="list-style-type: none"> センター長及び定着業務長期在勤の職員とペアでケースを担当し、面接、行政への相談などを実際のケースを見て学んでもらう。 刑務所でも面接も質問事項を作成していただき、面接時、聞き足りない部分をペアの職員が聞き取ることで、何を聞くべきかを確認する。 アップデートできるマニュアルファイルの作成と定期的な確認（読み合わせ）。 企業理念、定着の役割など基本的なことを理解してもらう。 新任職員が、のぞみの圏主催の研修に参加できる体制がある。 新任職員を研修に参加させる場合、ベテラン職員と二人で参加させ、何の研修なのか、目的はなにか、意義は何かを先輩から教わりながら研修を受けてもらう。 <p>《現任職員への研修》</p> <ul style="list-style-type: none"> 全定協のスキルアップ研修やブロックの定着主催の研修会には極力参加してもらう。 司法制度の勉強できる機会を設ける。 本人が出たいと意思表示する研修に参加してもらう。 ブロック内でのインターンシップの活用。 センター長に届いた研修会の企画でも、回覧して職員に参加してもらう。 本人が研修会の企画・運営を行える体制がある。
■ 支援員へのバックアップ
<ul style="list-style-type: none"> 地域の支援ネットワーク構築のための研修会を定着が中心に開催しているが、その場を職員の勉強の場として利用している。 朝の打ち合わせは時間をとり、ケースの情報共有を行う。また、困ったケースがあれば随時相談しながら対応している（ケースの共有）。 センター長の業務は基本的には特別調整は対応しない（以前特別調整の方が再犯する等は別）。相談業務の対応や研修会の企画など対応するよう分担している。 何かあったときに個人の責任にするのではなく、センターの問題と捉えられるように、ケースを職員全体で共有している。 役割分担の明確化・視覚化。 サイボウズでの情報共有化と、共有ファイルでの情報の共有化。 週1回の会議に加え、適宜、業務形態で情報共有をはかる。 センター長が把握している情報は職員も知っていて、職員が把握している情報はセンター長も知っている体制をつくっている。 ケースの棚卸を行う。 データベース上で今日の動きを記入し、職員全員で共有している。 基本的に2人1組で1ケースの対応をしている。毎月1回職員会議でケース報告をし、支援方法を検討している。 所内会議において、センターが対応している各ケースについての情報を全職員が共有している。 困難ケースについて、本センターに設置している処遇困難ケース検討専門委員会において支援の方向等についての助言や意見をいただいている。

(4) 地域の支援ネットワーク構築業務

機関間の相互理解では、関係構築の工夫として、自立支援協議会や各研修会を活用し、お互いの役割の確認や情報交換を、日常的に行っているセンターが多かった。会議に出席することが目的では無く、この場で相談にのる、相談をするという双方向な関係作りを実践していた。また、自治体との連携として、本庁や上層部から話をして上手くいったケースがある一方、逆に上手くいかず、担当者レベルでの交流で上手くいっているケースもあることから、地域によってアプローチが異なっていることがうかがえた。また、相談支援事業所との連携では、研修会を通じて講師として伺ったり、講師として参加してもらったりという双方向的な関係作りの工夫をおこなっているセンターが多かった（表7）。

表7 地域の支援ネットワーク構築の工夫

■ 機関間の相互理解
<p>《関係構築》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・啓発研修や会議等を積み重ねる。 ・定着の理念、役割は何なのかを言語化して伝えていくことが大切。 ・地域のことをよく知っているキーパーソンに協力してもらい、定着が直接、支援者へ声掛けをするのではなく、キーパーソンの方から声掛けをお願いしている。 ・自立支援協議会に参加し、相談支援事業所と顔の見える関係を築く。対象者の支援を行う時も、相談支援事業所やケアマネジャーと連携しながら行う。 ・当事者に係る情報の互いに共有し、対応できるように努めている。 ・情報の共有や交換など、日頃から互いに相談できる関係を構築できるようコミュニケーションを図っている。 ・基幹相談との研修会、実際にやった事例を中心に報告し、実績のない事業所にも共有できる形。刑罰者を断ることがないようにという趣旨。隙間の部分、送迎等、ちゃんと安定するまでは定着の仕事であるという意識があり、実際に行っている。 ・研修会や勉強会などで、頑張っている支援者が支援の大変さを発表できる場を、定着が用意する。 <p>《ネットワーク構築》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修会講師の依頼を積極的に受ける。 ・行政や基幹相談支援センターへのケースの相談の際、定着センターのできる部分を伝え利用していただけるように投げかける ・定着が主催の研修会ばかりではなく、コラボレーションしたり、先方の主催に相乗りさせて頂いたりして、幅広くたくさん機会を作っている。 ・一度NGを出されても、何度も何度も粘り強く周り、5分でも10分でもいいから話を聞いてほしいと頭を下げて関係性を構築していく。 ・刑務所、保護観察所、定着支援センターの3者会議を設置している。3者の情報を共有することが目的。具体的には、出所2～3カ月前くらいの方ケースで、定着の支援計画でどこまで調整ができていけるかを報告し、それぞれの視点で意見を出し、共通の方向性を共有している。 ・センター開設時よりセンター主催の研修会を行い、定着事業の啓発を行っている。 ・県内市町村社協とのネットワークや県社協が業務を実施する上で関係のある関係機関や団体、社会福祉法人等と顔の見える関係にあり、対象者の支援において地域にある社会資源と連携しやすい状況にある。
■ 機関間の連携
<p>《自治体との連携》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援協議会への参加、定着支援センターと相談支援事業所の役割分担について自立支援協議会の協議会において研修会を行う ・ケースのフィードバックを行い（定着センターがケースに際しどのような動きをしているかを報告する。または行政の協力が弱いときは支援会議を行い役割分担を再度明確化する） ・地域福祉課の他の係から出ている基金等を利用するなど、定着事業以外の資金を調達するなど工夫をしている。そのため、法人内の受け皿も必ず分けている。 ・政令都市の場合、生活保護の需給等で、各区で対応が異なっていたため、本庁に働きかけ、ある程度のルールを決めてもらい、上手くいったケースもある。 ・再犯防止推進法の施行に伴い自治体に窓口ができたので、ここを巻き込んで協力体制を構築している。 ・窓口担当が矯正施設退所者に対して、なかなか対応してくれないことがあり、窓口担当の上の役職者から言ってもらった方法を取ったことがあるが、結果として窓口担当者との関係性が悪くなるばかりだった。今では担当者レベルでの交流を促進している。 ・月に1度、県へ実績報告を行う。再犯防止推進計画に伴い、県への働きかけや、自治体説明会でセンターの説明を行っている。 ・県担当者が、関係機関等との担当者会議に出席しており、本センターにおける対象者の支援状況を把握している。 ・センター主催の会議や研修会について、県担当者に周知しており、事業の実施状況等について把握してもらえるよう取り組んでいる。 <p>《相談支援事業所との連携》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援専門員研修で定着支援センターが研修会のコマを担当する。 ・定着センター主催の研修会に、講師や発表者に相談支援事業所の方にもなってもらい相談支援事業所との連携について好事例や課題などについて知っていただく。 ・自立支援協議会を活用している。もちろん全部には出れないが、できるだけ参加している。 ・地域のことをよく知っているキーパーソンに協力してもらい、定着が直接声掛けをするのではなく、キーパーソンの方から声掛けをお願いしている。 ・地域の自立支援協議会に参加している。 ・2ヶ月に1回当センターと弁護士（法テラス）との勉強会があり、一部の相談支援事業所にも参加依頼をし、定着ケースの事例検討や情報交換を行っている。 ・県内市町村社協のネットワークにより連携しやすい状況にある。（地域包括支援センターや相談支援事業所を実施している社協がある） ・県社協が実施する業務を通じて、地域で相談支援を実施している関係機関や団体等と顔の見える関係にあるため、連携しやすい状況にある。

3) 小括

本調査より、委託年数が長く、先駆的な工夫を行っている定着支援センターでは、Iの項目で作成した「定着支援センター事業内容の概念図の検討」をもとに示した4領域に分割した業務内容において、バランス良く実践の蓄積がなされていることが明らかとなった。また、委託年数が長く、先駆的な工夫を行っている定着支援センターでは、工夫等を蓄積すると共に、その好事例を、地域の研修会等で発信し、地域の支援力の強化に繋がっていることが分かった。

IV 考察

1. 定着支援センターでの支援体制の課題と対策

●今回の研究により、定着支援センターの業務は、事業内容の概念図で示した4つの業務が互いに補完されていると推測された。各定着支援センターが、業務ごとの自己点検を実施し、自センターの強みと弱みを認識すると共に、強みを強化し弱みを改善していくことが必要である。そのためにも、定着支援センター共通の自己点検チェックリスト等の作成と活用が望まれる。

●委託年数が長く、経験の長い職員が在籍し、先駆的な工夫を行っている定着支援センターでは、業務内容の概念図で示した4つの業務において、バランス良く実践の蓄積がなされていることが明らかとなった。現在も行われている開所間もない委託年数が短いセンター、経験の浅い職員が多いセンター等への支援等において、今回の調査で得られた工夫等、先駆的な工夫を行っている他のセンターの蓄積を活用していくことが望まれる。

●定着支援センター職員から他機関職員への支援の引き継ぎを見ると、9割以上の定着支援センターで困難ケースを抱えていることが明らかとなった。支援員が支援で悩んだり迷ったりした場合に、これまでは所属する定着支援センターで解決されてきたと推測される。今後、委託年数の短い定着支援センター等の現任職員へのバックアップとして、所属する定着支援センター以外でも相談等が可能な窓口（メール等）が必要と考えられる。そのためにも、委託年数が長く、先駆的な工夫を行っているセンター等に相談窓口を設置するなどの対応が望まれる。

●業務委託の公募制度（毎年から数年ごと）や、委託法人による定期人事異動等の不可避な要因によって、実践の蓄積が妨げられる現状も一定数あると考えられる。そのため、現在も全国の定着支援センター間で行われている、センター開設のバックアップや、職員のインターンシップによるOJT等の、更なる連携強化が望まれる。

2. 定着支援センターの新たな評価指標の必要性

定着支援センターの業務の質とは何かと考えた場合、主な業務であるコーディネート業務、フォローアップ業務、相談支援業務の量的実績だけでなく、支援員の専門性の向上（支援員のスキルアップ、支援員へのバックアップ）及び連携による地域支援ネットワークの構築（組織間の相互理解）等、下支えする業務の質的実績を加えることが必要と考えられる。質的実績は、ケースに係わる業務の事項と、定着支援センターの組織に係わる業務の事項のふたつの軸が必要と考えられる。この量的実績、質的実績の両方による評価指標で定着支援センターの業務の質を見ていくことが、矯正施設退所者を地域生活に定着させることに繋がられると考えられる。そのためにも、今後の課題として、地域生活定着支援センターの新たな評価として、今回の研究で示した4つの業務における量と質の両面で評価指標を作成し導入していくことが求められる。

文献

- 1) 古屋和彦、関口清美、水藤昌彦、脇中洋、相馬大祐：矯正施設を退所した知的障害者等の住まいの変遷に関する研究 国立のぞみの園研究紀要 10 2017 p 90-107
- 2) 古屋和彦、関口清美、水藤昌彦、脇中洋、相馬大祐：矯正施設を退所し自宅等で地域生活をしている知的障害者等の生活実態調査 国立のぞみの園研究紀要 2018 p 104-123
- 3) 厚生労働省：刑事施設、少年院及び保護観察所と地方公共団体、公共の衛生福祉に関する機関等との連携の確保について（平成 21 年 4 月 1 日付法務省保観第 206 号、社援発 0401019 号）
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/dl/kyouseishisetsu03.pdf>
- 4) 厚生労働省：地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針（平成 21 年 5 月 27 日付社援総発第 0527001 号別添） <https://www.mhlw.go.jp/content/000335125.pdf>
- 5) 厚生労働省：地域生活定着促進事業実施要領（平成 27 年 7 月 27 日社援発 0727 第 2 号別添）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000335144.pdf>
- 6) 厚生労働省：違法行為をした障害者・高齢者のうち福祉的支援を要し真に支援を望む人への支援について（平成 27 年 12 月 24 日）
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/0000129062.pdf>
- 7) 石川正興・宍倉悠太・三枝功侍「矯正施設出所後の段階における司法システムへのダイバージョン・プログラム（「出口」支援）の現状と課題～地域生活支援センターの運用実態に関する調査結果から」；石川正興 編著（2014）『司法システムから福祉システムへの大バージョン・プログラムの現状と課題』 2014 p 2-52
- 8) 森久智江「第 24 章 地域生活定着支援センターの課題と今後」；土井正和・正木祐史・水藤正彦・森久智江 編『「司法と福祉の連携」の展開と課題』 2018 p 479-500

資料集

- 資料1 「アンケート調査用紙」
- 資料2 「アンケート調査結果」
- 資料3 「地域生活定着支援センターの自己チェックリスト」
- 資料4 「先駆的な実践の蓄積が行われている地域生活定着支援センターの業務の工夫と好事例」

■資料1「アンケート調査用紙」

平成30年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（社会福祉推進事業）
 矯正施設を退所した知的障害者等の地域生活定着のために福祉が矯正施設入所中に行う支援の実態調査

●次のⅠ～Ⅳの設問にお答えください。なお、今回の調査対象は特別調整退所者で、入口支援（被疑者被告人）は含みません。

Ⅰ．平成30年8月1日現在の貴センターについてご記入ください。選択肢のある問いはどちらかに○をつけるか、選択肢の番号をご記入ください。

貴センターの受託開始年月	西暦	年	月	事業所名 電話番号	()	記入者氏名 メールアドレス	@
貴センターの職員について教えてください (事務職員含む)	職員	在籍年数	職務形態	職務内容	平成29年度のコーディネートの 主担当ケース数（内障害者件数）	平成29年度のフォローアップの 主担当ケース数（内障害者件数）	保有資格
	センター長	年	専任・兼任	支援職・事務職	件（件）	件（件）	《保有資格の番号》 ①社会福祉士 ②精神保健福祉士 ③介護福祉士 ④保育士 ⑤なし ⑥その他() ※その他は資格名を記入してください。
	職員1	年	専任・兼任	支援職・事務職	件（件）	件（件）	
	職員2	年	専任・兼任	支援職・事務職	件（件）	件（件）	
	職員3	年	専任・兼任	支援職・事務職	件（件）	件（件）	
	職員4	年	専任・兼任	支援職・事務職	件（件）	件（件）	
	職員5	年	専任・兼任	支援職・事務職	件（件）	件（件）	
	職員6	年	専任・兼任	支援職・事務職	件（件）	件（件）	
	職員7	年	専任・兼任	支援職・事務職	件（件）	件（件）	
職員8	年	専任・兼任	支援職・事務職	件（件）	件（件）		

※障害者件数には、障害の疑いのある方、高齢障害者の方も含まれます。

Ⅱ．貴センターが帰住先のセンターとして、知的障害等のある特別調整対象者に対して矯正施設に入所中に実施した支援について、平成29年度の実績をもとにご記入ください。選択肢のある問いは番号をご記入ください。

退所までの平均面会回数	回	初回面会日から退所日までの平均的な期間	ヶ月前	貴センター以外の面会同行者（職種）
右の「アセスメント項目の例」のなかから、対象者にまだ会っていない支援者に対して本人像を伝えるために、あなたが重要だと思う項目を5つ挙げてください。				《アセスメント項目の例》 ①基本情報（年齢、性別、入所前の住所等） ②会ったときの第一印象 ③受け答えの慣じよう性 ④子ども頃の生活 ⑤矯正施設入所前の生活の様子 ⑥今の状態（身体・経済・思い） ⑦犯罪行為の内容 ⑧矯正施設入所前の福祉との繋がり ⑨家族との関係性 ⑩退所後の本人希望
右の「アセスメント項目の例」以外に重要だと思う項目があれば、下欄に記入してください。				
矯正施設入所中に行うケース会議への参加者（職種）	現在参加している参加者（職種）（※毎回でなくても可） 現在は参加していないが、今後参加してほしい相手（職種）			
矯正施設入所中に行う情報収集のための連絡先	※複数回答可（その他は具体的に記入してください） 《情報収集のための連絡先》 ①家族・友人 ⑤福祉事業所 ⑨保健師 ②生保のワーカー ⑥医療機関 ⑩雇用主 ③児童相談所 ⑦保護司 ⑪弁護士 ④学校関連 ⑧保護観察官 ⑫後見人 ⑬その他()			

Ⅲ．課題共有や情報交換などを通じた、支援のための貴センターと地域の各関係機関との協力体制について、平成30年8月1日現在の状況をご記入ください。

各地方自治体の担当者との関係性の状況	
各相談支援事業所の相談支援専門員との関係性の状況	
住居支援に関して相談する相手（職種）	現在相談できる相手（職種） 現在は相談できていないが、今後相談したい相手（職種）
経済支援に関して相談する相手（職種）	現在相談できる相手（職種） 現在は相談できていないが、今後相談したい相手（職種）
日中支援に関して相談する相手（職種）	現在相談できる相手（職種） 現在は相談できていないが、今後相談したい相手（職種）
貴センターからみて、主たる支援者としての役割を相談支援事業所等の支援者へ引き継ぐことが困難なケースにみられる特徴は何ですか。	

Ⅳ．後日、本調査票記載の各質問項目に関して、訪問によるより詳しい聞き取り調査の実施を予定しています。調査への協力の可否について○をしてください。

可	不可
---	----

ご協力ありがとうございました。

■資料2「アンケート調査結果」

当事者が矯正施設入所中から行う地域生活定着支援センターの支援の実態調査

●発送・回収状況

発送数	回収数
48	42
87.5%	

1. センター及びセンター職員に関する調査

●受託開始から現在までの期間

平均	中央値	最小値	最大値
7.2	8.1	0.3	9.6

●センターの職員数

センター長数	職員数	職員総数	平均職員数
42	174	216	5.1

●職員の在籍年数 n= 216

1年未満	1～2年未満	2～3年未満	3～4年未満	4～5年未満	5年以上
55	28	37	13	20	63
25.5%	13.0%	17.1%	6.0%	9.3%	29.2%

●職員の職務形態 n=216

専任	併任
155	61
71.8%	28.2%

●職員の職務内容 n=216

支援職	事務職	兼務
172	31	13
79.6%	14.4%	6.0%

●職員の保持資格(複数回答) n= 216

社会福祉士	精神保健福祉士	介護福祉士	保育士	なし	その他
106	46	33	11	66	47
49.1%	21.3%	15.3%	5.1%	30.6%	21.8%

●平成29年度のセンターのコーディネート件数

総数	内障害者	支援職員一人あたりの平均(n=180)	内障害者 n=180
1024	635	5.5	3.4

●在籍年数別平成29年度のセンターのコーディネート件数

()内は障害者数 n= 997				
1～2年未満	2～3年未満	3～4年未満	4～5年未満	5年以上
116 (63)	154 (88)	128 (77)	83 (52)	408 (273)
11.6% (10.2)	15.4% (14.3)	12.8% (12.5)	8.3% (8.5)	40.9% (44.4)

●平成29年度のセンターのフォローアップ件数

総数	内障害者	支援職員一人あたりの平均(n=180)	内障害者 n=180
1266	746	6.8	4.0

●在籍年数別平成29年度のセンターのフォローアップ件数

()内は障害者数 n= 1219				
1～2年未満	2～3年未満	3～4年未満	4～5年未満	5年以上
190 (88)	240 (126)	164 (95)	102 (63)	415 (283)
15.6% (12.3)	19.7% (17.6)	13.5% (13.3)	8.4% (8.8)	34.0% (39.6)

2. 矯正施設入所中にセンターが行う支援に関する調査

●退所までの平均面会回数

平均	中央値	最小値	最大値
3.7	3.3	1.5	9.0

●面会初日から退所日までの平均的な期間

平均	中央値	最小値	最大値
5.7	5.9	3.0	10

●面会同行者実績

n = 42

相談支援専門員	障害者支援施設職員	自治体職員	GH職員	高齢施設職員	就労系施設職員	ケアマネージャー
28	22	21	10	10	5	5
66.7%	52.4%	50.0%	23.8%	23.8%	11.9%	11.9%

●重要なアセスメント項目

n = 42

基本情報	第一印象	信憑性	子供の頃	入所前の生活	今の状態	犯罪行為内容	福祉との繋がり	家族との関係	本人希望
36	12	6	7	27	35	20	7	17	33
85.7%	28.6%	14.3%	16.7%	64.3%	83.3%	47.6%	16.7%	40.5%	78.6%

●アセスメント項目の例以外で重要と思われる項目

n = 42

交友関係	医療情報	趣味・嗜好・特技	更生意欲	退所後の支援者	債務等	就労歴
5	5	5	3	3	3	2
11.9%	11.9%	11.9%	7.1%	7.1%	7.1%	4.8%

●ケース会議への参加者(実績)

n = 42

相談支援専門員	自治体職員	保護観察官・保護司	障害者支援施設職員	医師・医療関連	矯正施設職員	或包括支援センター	福祉協議会職員	日中活動施設職員	就労系施設職員
27	27	24	23	15	11	9	8	5	4
64.3%	64.3%	57.1%	54.8%	35.7%	26.2%	21.4%	19.0%	11.9%	9.5%

●今後ケース会議に参加してほしい相手(希望)

n = 42

ない	ある
14	28
33.3%	66.7%

n = 42

医師・医療関連	矯正施設職員	自治体職員	保護観察官・保護司	児童相談所職員	民生委員	弁護士
13	6	5	4	3	3	2
31.0%	14.3%	11.9%	9.5%	7.1%	7.1%	4.8%

●情報収集のための連絡先

n = 42

家族・友人	生保ワーカー	児童相談所	学校関連	福祉事務所	医療機関	保護司	保護観察官	保健師	雇用主
35	32	10	10	35	30	12	34	6	4
83.3%	76.2%	23.8%	23.8%	83.3%	71.4%	28.6%	81.0%	14.3%	9.5%

弁護士	後見人	その他
16	4	10
38.1%	9.5%	23.8%

3. 地域生活定着支援センターの地域での活動

●居住支援に関して相談する相手 n= 42

不動産会社・ 大家さん等	自治体職員	相談支援専門員	福祉関連住居施設 職員	地域包括支援セン ター職員	保護観察官・保護司	司法関連住居施設 職員	社会福祉協議会職 員
33	30	21	18	12	8	8	5
78.6%	71.4%	50.0%	42.9%	28.6%	19.0%	19.0%	11.9%

●居住支援に関して今後相談したい相手

n= 42

ない	ある
22	20
52.4%	47.6%

- ・自治体の住宅課
- ・住居支援協議会
- ・住居支援団体
- ・生活困窮者支援者
- ・不動産組合等
- ・民生委員
- ・その他

●経済支援に関して相談する相手 n= 42

自治体職員	社会福祉協議会職 員	保護観察所職員	ハローワーク・ 就労系事業所等	相談支援専門員	福祉事務所職員	弁護士	法テ ラス	年金事務所職員
38	22	9	9	7	7	7	7	6
90.5%	52.4%	21.4%	21.4%	16.7%	16.7%	16.7%	16.7%	14.3%

●経済支援に関して今後相談したい相手

n= 42

ない	ある
23	19
54.8%	45.2%

- ・ハローワーク
- ・社会福祉協議会
- ・弁護士
- ・コレワーク(矯正就労支援情報センター)
- ・その他

●日中支援に関して相談する相手 n= 42

相談支援専門員	ハローワーク・ 就労系事業所	地域包括支援セン ター職員	自治体職員	日中活動支援事業 所職員	ケアマネージャー	障害者支援施設職 員	地域活動支援セン ター職員
40	27	16	13	13	13	7	3
95.2%	64.3%	38.1%	31.0%	31.0%	31.0%	16.7%	7.1%

●日中支援に関して今後相談したい相手

n= 42

ない	ある
23	19
54.8%	45.2%

- ・民生委員
- ・協力雇用主
- ・シルバー人材センター
- ・ハローワーク
- ・その他

●支援者への引き継ぎが困難なケースにみられる特徴

n= 71

利用者側に問題のケース	支援者側に問題のケース
37	34
52.1%	47.9%

※詳細は別紙

3-1 各地方自治体との関係性の状況

- ・支援困難ケース合同支援会議等を通じて情報共有・課題解決に向けて取り組んでいる。
- ・矯正施設入所中にケース会議へ参加する等、関係は良好である。
- ・手帳申請やサービス利用者における課題の共有、地域における社会資源の情報提供を行っている。
- ・担当者により格差はあるが、比較的協力的である。しかし、定着支援センターが主体で情報収集しその上での相談・対応となる。
- ・支援チームの一員として、支援会議への出席は依頼している。
- ・概ね拒絶されることもなく、相談に応じてもらっている。（市や担当者によっては、拒絶ととれる対応をされるときもある）
- ・定着センターあてに、相談や助言を求めてくることもある。
- ・大きな市では触法者への福祉支援に理解もあり協力も得やすいが、町村ではケース数も少ないこともあってか「なぜ犯罪をした人へ支援までしなければならないのか、どうせまた捕まるのでは」と協力を得ることは簡単ではない。
- ・必要に応じて担当者と情報の共有をし、協力をいただいている。
- ・本件では、県が毎年作成している各市町の「地域生活定着支援事業担当窓口及び担当者」名簿に基づき、支援会議を実施している。
- ・支援会議は定着センター及び担当窓口課が中心となって関係者を集めて開催していただき、援護の方向性や具体的な支援の進め方について協議している。
- ・（障害施設担当課に限った場合）ケースを重ねている自治体では自立支援協議会や地域の福祉関係者を集めての勉強会に定着を呼んでいただき、業務の理解及び実際のケースについて相談している。
- ・定着の事業を理解いただいていることによる情報のスムーズな共有は、全てではないが概ね協力体制ができています。
- ・県とはセンター会議（年12回）連絡協議会（年6回）運営推進委員会（年2回）関東甲信越ブロックセンター長会議（年4回）等で情報交換している。
- ・年に1回、県及び市区町村の障害・高齢・生活保護担当課をはじめ、保護観察所、県内外の矯正施設、少年院、その他関係機関が参加する関係機関会議を開催。対象者の現状や支援について話し合っている。
- ・ケース対応に関しては矯正施設入所中より各地方自治体の担当者との情報共有や支援計画調達のため会議を行っている。
- ・制度説明や今後の制度運営に関する意見交換は東京都福祉保険局主催の定着支援センター連絡会を年1回行っている。
- ・以前に比べれば良好な関係性。
- ・地域格差に多少あるが、センターの周知が進んだためか、大きなトラブルはない。逆に市町村から相談を受けることが増えた。
- ・障害福祉制度やサービスに係る調整が必要な場合、各行政へ相談を行っている。
- ・連携や協力に係る体制は違いがありますが概ね協力してもらっている。
- ・定期的に開催しているものとして自立支援協議会へ3ヶ月に1回参加し、情報交換を行っている。

- ・自治体によって大きく異なる。
- ・情報提供だけでその後の支援体制づくりまで迅速にやってくれる自治体と、本人が刑務所に服役している間は何もしてくれないところがある。また担当者によっても違いがある。
- ・県に地域福祉課が中心となって、地域生活定着促進事業に係る担当窓口職員を県内全 77 市町村すべてに配置されていることから、定着センターへの周知・理解もあり、各地方自治体におけるケースの情報共有など、特に問題なくご協力いただいております。
- ・刑務所所在地の市町については、センターの業務を認知してもらえており、相互に相談・協力体制は整いつつある。一方それ以外では、ケースが発生するごとに関係性の構築が必要。
- ・自治体により対応はさまざまだが、丁寧な対応をする市町もある一方で、相談に行く旨の連絡を取る段階で、拒否を示す地域もある。
- ・大都市は理解がある。
- ・小さな都市は難色を示されることがある。
- ・事業推進委員会の委員になってもらっている。
- ・福祉的支援協力事業所部会に登録してもらいセンターの研修情報を流し、参加してもらっている。
- ・県住宅支援協議会、居住部会にメンバーとして入っている。
- ・ケースを通じて交流は進んでいると思うが、再犯したり、問題を起こすと、支援者間の軋轢に軋嫁したり失敗事例となってしまう、その後の関係性が悪くなることもある。
- ・私たちが躍起になって修復しようにも、逆効果の場合もあり、特に行政については、本人の問題性に着目することより制度理解を深め、失敗があっても受け入れ、協働する姿勢を持っていただきたいと感じる。
- ・各自治体によって温度差はある。
- ・生活保護の事前相談や受刑中の障害支援区分や要介護認定調査には概ねどの自治体も応じている。
- ・以前、生保を受給していた際の情報等についての照会に応じないケースもあれば、積極的に支援のネットワークを構築する自治体もある。
- ・色々なケースへの対応や、定着の研修会などを通じて、定着事業が行政担当者に理解されてきている。
- ・以前であれば矯正施設を退所された方の支援だと一步引いていたところが見受けられたが、現時点では対象の方の地域生活を確立する手段を一緒に考えてくれる。
- ・一部の自治体では、本人に応じた対応をしてもらえるが、理解を得られにくい自治体もある。
- ・県再犯防止推進会議への参加。
- ・定期的な情報共有や情報交換の場を設定していない。
- ・ケースがあれば該当の担当者に相談する。
- ・本人の服役前の住所地の行政機関は非協力的であることが多い。
- ・「対応に苦慮したので（しそうなので）別の所へ行ってほしい」との態度が明確である。
- ・担当者や地域によって対応に差がある場合もあるが、対面や電話等で情報共有、協議できており関係は良好と考え、協力を得ることができている。
- ・県担当課に、随時サービス内容や制度内容について照会し回答いただいている。
- ・各市町行政の動向や傾向について情報提供いただいたこともある。

- ・月次報告、事業報告を通じ定着業務の進捗状況を報告。
- ・スキルアップ、ネットワーク拡大を目的とした協議会等の開催への協力。
- ・規則・規定・通知についての解釈や取扱いの助言・指導を受けたり内容により随時、関係省庁、行政機関への問合せや協議の取次ぎなどの協力を受けている。
- ・担当によって、対応に大きな差がある。定着センターの概要を理解してくれている担当者とは概ね関係性良好。
- ・地方自治体によってばらつきがある。
- ・受刑者ということで特別視され、積極的な対応をしてもらえないことがある。
- ・関係機関連絡会や他機関主催の連絡会等での顔合わせの機会も多々あり、お互いの近況について共有している。
- ・実務レベルでは情報交換やケースを通じての連携が取れている。一方でケースのやり取りが全くない地域もある。
- ・ケース毎に協力依頼を行い、対応していただいている状況。
- ・各種会議への参加、助言等もいただいている状況。
- ・県、市概ね協力体制が図れている。
- ・協力体制の構築・維持に向けては、以下の点を特に留意している。
- ・県への毎月の実施報告及び意見交換（対面）
 - 「face to face」で、書面だけでは伝わらない現場の体温を伝える。
 - 「face to face」で、信頼関係をつくる。
- ・市町への情報伝達・周知を、県（定着主幹課）が窓口となって行えるよう、「県⇄定着」連動に向けた役割分担を行っている。
- ・開設時より定着支援センターの業務をバックアップするための「県地域生活定着支援センター運営推進委員会」を設置し、けん（定着主幹課、障害福祉課等）も参画していただいている。
- ・対象者の支援にあたっては、定着単独で孤軍奮闘するのではなく、法定化された「障害者自立支援協議会」といった官民協働の仕組みを活用しながら進めることで、人の熱意だけに頼らない「持続可能性のある官民協働体制づくり」に留意している。
- ・生活保護、障がい福祉課との協力体制は整っていると思う。ただ、養護老人ホーム入所については入所までの手続きを含めハードルが高い。
- ・情報共有を行う際、連絡を取っている。必要に応じてカンファレンス等の参加についても依頼を行っている。
- ・矯正施設や保護観察所(官)と連絡を密に取り、必要に応じて関係機関のワーカーを集り、支援会議を開催、また、協議会や勉強会等に参加して支援能力向上に努めている。
- ・これまで関わりのある自治体の担当者との関係は良好で困難ケースの課題等の共有やケア会議を行うことができる。しかし、定着と初めてかかわる関わる自治体については、定着や矯正施設退所者の支援についての認知も低く、住所不定者の障害福祉サービスの申請や介護保険サービスと障害福祉サービスの関係について、市町村独自の見解を示す等、円滑に申請手続きが進まないケースもある。

3-2 相談支援専門員との関係性の状況

- ・研修会、懇談会、個別ケースの計画相談等について連携を図っている。
- ・自治体により基幹型支援センターが相談窓口となり事業所調整を行ってくれる場合もある。
- ・矯正施設入所中にケース会議へ参加する等、関係は良好である。
- ・ケース検討会での課題の共有、サービス等の申請時の手続き、
- ・地域における受け入れ先についての相談や情報提供を依頼している。
- ・他のケースの対応に追われて、計画相談を受けてもらうのが難しい。一般相談も同様である。
- ・定着支援センターが継続して対応せざるを得ない現状である。"
- ・相談に応じてもらっている（事業所自体の業務量が多いため、係れないと言われることも）
- ・定着と同じ事業所内に相談支援事業所があり、定着の職員 2 名は相談支援専門員を兼務している。定着
→相談へと切れ目なく支援できる利点があるが、他相談支援事業所へお願いしづらい実情もある。
- ・基本的に市町行政の支援会議の際に出席又は市町行政から相談支援専門員に情報が伝えられており連携
は取れていると思います。
- ・関係性がうまくいき支援の主体が定着から相談支援にスムーズに移行できる場合が多くなっている。
- ・関係性がうまく築けない場合の理由としては、①相談支援専門員が忙しすぎる②触法のケースは定着が主体
であると考えている。③本人に会う社会資源がない等の理由が挙げられている。スムーズに移行できる場合は
導入から課題共有、情報交換、役割分担ができており、地域移行後も必要に応じてそれらを行っている。
- ・忙しい相談支援事業所が多く受けてもらえる事業所を探すのに苦労するも、相談員との関係はおおむね良好。
必要に応じて支援会議を行い情報交換等実施。
- ・対象者が障害福祉サービスを利用する際に支援を依頼。刑務所からの地域移行支援で介入してもらったこと
もある。
- ・センター長が相談支援専門員を対象とした研修（県が実施主体）の講師をしている。
- ・制度説明や今後の制度運営に関する意見交換などマクロな対応は行っていない。
- ・各ケースの対応時に支援に関する説明や計画準備と同時に制度説明を行っている。
- ・センターの対象者のケースを担当する確率は低い。
- ・経験のある相談支援専門員とそうでない人の差は大きい。
- ・各地で啓発している効果もあるのか、トラブルはない。
- ・基幹が仲介に入ることも多く、実際のところは不明な点もある。
- ・ケースにより個々に相談を行うこともありますし、地域でネットワークを組む例もあります。
- ・基幹型、地区相談を中心に毎年合同研究会を開催している
- ・ケースを拒否されることはなくなったが、いまだに定着センターが全て主導すると勘違いしている事業所がある。
- ・各圏域の障害者総合支援センターを介して相談支援事業所に繋がるケースがほとんどであるため、負担が集
中することもなく、定着センターに対してどの相談支援事業所とも円滑に連携・共有等の協力いただいております。
- ・個別ケース毎に係りを持ってもらったり、相談支援事業者連絡協議会に参加し、相談支援専門員と情報交換
等を行ったりしている。

- ・地域の相談機関に引き継いだ後も、フォローアップでかわり、関係が途切れないよう配慮している
- ・今のところ問題はない。ただし、普及・啓発は必要。
- ・県自立支援協議会の専門部会に参加し年2回相談支援ネットワーク部会と情報交換している。
- ・7つの福祉圏域でそれぞれのとりくみや事例検討、研修会によんでもらい参加している。
- ・地域移行部会や生活安全部会のできた圏域が2つ、今後受入調整について協議会の活用を広げる取り組みをしているところ1つ、既存1つ
- ・協力機関は増えている。相談支援事業所の方が困難性を理解していただきやすく、失敗があったとしてもさらに支援者間の関係が深まることもある。しかし、触法障害者に関心がない地域もあり、きっかけ作りに課題もある。
- ・現場支援で手一杯なところもあるが、積極的に各地域の障害者自立支援協議会等に働きかける必要も感じている。
- ・各機関によって対応がまちまちである。
- ・帰住予定地の相談支援専門員が受刑中に面会に来たり、出所後の受け入れ先を探すケースもあれば、業務の多忙や帰住先未確定を理由に協力を拒否されるケースなど様々。
- ・対象の方は矯正施設入所前から生きづらさを抱えてこられた。そのことに一緒になって寄り添って支援策を講じてくれる。
- ・対象の方の特性に合わせて、事業所の持っている情報を支援に活かしてもらおう。
- ・定着が持っている情報・知識をうまく活用してもらいお互いに持ちつ持たれつの良い関係性を保っている。
- ・当センター主催はしていないが、自立支援協議会へ参加している。
- ・定着業務のケース等の内容が少ないため、関係性は太いとは言えない。
- ・2ヶ月に1回当センターと弁護士（法テラス）との勉強会があり、一部の相談支援事業部も参加し、定着ケースの事例検討や情報交換を行っている。
- ・自立支援協議会への参加
- ・定期的な情報共有や情報交換の場を設定していない。
- ・ケースがあれば該当の担当者に相談する。
- ・以前に関わっていた相談支援事業所は協力的である。また、新たに相談を持ちかける事業所も協力的であるが、いずれも「障害者の触法行為」に対してどうしたらよいか困惑している状況となることも多い。
- ・事業所や相談員によって対応に差がある場合もあるが、対面や電話等で情報共有・協議ができています。
- ・相談支援専門員が行うモニタリングに同席して情報交換・共有などを行い連携している。
- ・コーディネーターからフォローアップへと支援できる体制にある。
- ・帰住地の基幹相談支援事業所へ相談している。
- ・基幹相談支援事業所においても調整困難なケースがあり対応に苦慮している。
- ・支援ケースごとの異なったニーズに対応した支援計画や社会資源の情報を得るなどの協力が得られ
- ・定着からは協力体制の構築や定着業務の啓発を目的に行う協議会開催の参加を呼びかけたり処遇困難ケースの会議には共に意見を出し合うなど密な関係づくりに努めている。
- ・定着センターの概要を理解し、且つ定着センターがフォローすること前提であれば良好。定着センターの対象者等から逆に「壁」を作られることもある。

- ・定着支援センター業務を理解され、関係性は良好である。
- ・委託方の相談支援事業所を通じて連携をとっている
- ・矯正施設入所中から係ってもらうケースもあり、その後のケア会議等にも参加
- ・自立支援協議会への参加
- ・良好な協力体制が図れている。
- ・特に、以下の点が特筆すべき「連携体制（スキーム）」と考えている。

障害者の更正施設出所者（*被疑者被告人であった場合にも同様）が県内へ帰住する場合には、まず、「県相談支援専門員協会」へ相談することで、県相談支援専門員協会がハブとなって、当該対象者が帰住する地域の「相談支援事業所・相談支援専門員」を紹介するという「スキーム」が構築している。

定着センターでは、上記「スキーム」で紹介された「相談支援事業所・相談支援専門員」と連携し、当該市町の自立支援協議会等を巻き込みながら、官民協働スキームで支援実績を積み上げている。

- ・談支援専門員の一人当たりの受持ちケースが多いのか新規相談を受付けてもらえない。
- ・フォローアップの際、対象者と面談した状況を相談支援事業所に伝え、情報共有を行えるようにしています。何か問題があれば、カンファレンスに参加するなど、いつでも連絡が取れ、何か起これば対応できるように関係性をつくっています。
- ・現在かかわりのある各相談事業所の相談支援専門員とは、担当ケースのみならず、他ケースの対応についても相談し助言を頂くこともあり、良好と言える。一方で、定着と各相談支援事業所の支援内容が重なっている部分もあることから、本来相談支援事業所が行う支援であるにも関わらず一方的に定着に依頼する事業所もあり、上手く役割分担ができず地域の相談系事業所を主軸とした支援ネットワークの構築に苦慮している場合もある。

3-6 支援者へ引き継ぐことが困難なケースにみられる特徴

●利用者側が起因と思われるケース

- ・暴力等により福祉の受け入れが困難だが、医療対象ともならないケース。
- ・福祉サービス活用について本人が十分理解できていないケース。
- ・自ら相談することが苦手に関係づくりに時間を要するケース。
- ・人格障害（反社会性パーソナリティ障害）
- ・更正意欲が乏しい
- ・相談支援を受けてからも、何度も再犯があり本人と相談支援事業所間でトラブルがあったなど、支援継続が困難となる場合。
- ・過去の生活へのこだわりが強く、新しい生活を用意しても過去にとらわれてしまったり、行動をしてしまったりする。
- ・相談支援員よりも定着職員が対象者と会う機会が多いため、対象者が相談支援員に対して自ら相談に行かない。
- ・本人に障害受容がないケース。
- ・本人が障害サービスを利用しなくても生活できてしまうケース。
- ・本人から支援同意が得られない場合。
- ・本人に粗暴性がある場合。
- ・クレプトマニア、性嗜好障害
- ・センター職員と本人との絆が深くなりすぎてしまい、本人が中々離れられない。
- ・安定した生活が定着できない。手がかかりすぎてしまう。
- ・高齢というのみで介護サービスを受ける必要がないケース。
- ・薬物依存症が疑われるケース。
- ・依存症（アルコール、性犯罪等）を抱え、行為を繰り返している。
- ・知的障害者の他に（反社会性等）パーソナリティ障害を抱えている。
- ・本人が福祉を必要としていない（関係者は必要としている）等。
- ・本人が障害を自認していない等のため、福祉サービスを受けようとしていないケース。
- ・集団生活や他者とのコミュニケーションをとることが苦手なケース。
- ・少年ケース。家族にも支援が必要なケースが多く、体力もあるので、行動を起こすとトラブルが大きくなりやすい。
- ・愛着障害のケース。
- ・障害があることを自らの現状として受け入れられない認めたくないタイプの人。
- ・対象者の自立度が高く、要支援認定はおろか介護予防の対象にもならない高齢者、依存症患者、発達障害者などで生活保護以外の福祉サービスの利用を拒む場合。
- ・依存症による治療を十分に受けていないケース。
- ・金銭管理ができないケース。
- ・障害受容が十分にできていないケース。
- ・本人が集団生活を望んでいない。
- ・人との係りを嫌う、苦手としている。

- ・これまで福祉サービスを受けたことがなく、支援を拒否する。
- ・本人が福祉サービスの利用に対して消極的である。
- ・相談支援事業所からの定期的な関わりはあるものの、困ったときの相談先として対象者が定着支援センターを選択している。
- ・本人の意志、希望が明確ではない。65才以下、手帳不所持、「～障害の疑い」程度の方。65才以上でも元気な高齢者。
- ・アルコール依存の方のケース。
- ・障害や病状が比較的軽度で、かつ、本人の意思確認が困難（2転3転）な場合。

●支援者側が起因と思われるケース

- ・行動特性が福祉職員に理解づらいケース。
- ・地域によりサービスの利用申請や受給に係る手続き等に差異があるため円滑に引き継ぎが行えないことがある。
- ・相談支援事業所等の業務が多忙である。
- ・既存のサービスで対応できない。
- ・基幹型相談センターの連携が不十分である。
- ・既存の福祉サービスが使えないケースなど協力を得にくい。
- ・支援者側の力量とケースの困難度の関係によります。
- ・相談支援事業所の中には計画相談のみで、対象者が不適応を起こし退所が必要になった際の次の行き先等の相談をできないところもある。
- ・放火及び性犯罪など再犯リスクが高かつ再犯等、被害が無差別となる傾向。
- ・過去に福祉等の支援が入っていたが、失敗したケースなどの引き継ぎが難しい。
- ・相談支援専門員一人あたりの担当件数が多く、余裕がないので受けてもらえない。
- ・受けてもらっても動きが悪い。（少し話がずれました）
- ・犯罪の内容によって各サービス機関から拒絶されるケース。
- ・福祉サービスの利用が生活保護のみで、相談支援機関に繋がらないケース
- ・再犯やトラブルに繋がりがやすく行政のみで対応できないことも多いので、定着に関わる以外に方法がない。
- ・犯罪行為に対するリスクマネジメント。
- ・障害者相談支援専門員が罪を犯した障害者の支援に消極的な場合。
- ・殺人未遂、放火、性犯罪等の重大なケースは、引き継ぐことが困難である。
- ・ケース自体が定着のケースという見方をしている。
- ・犯罪内容が重大（放火、性犯罪など）。
- ・矯正施設退所者の受入れの経験がないため職員間での受け入れに対する合意が取れないなど再犯をさせてはいけなことが第一義的な目的となりやすい。
- ・矯正施設に入所していることや再犯回数、犯罪内容を見て支援者が構えてしまうこと。
- ・矯正施設入所以外の理由で以前のサービス利用から期間が空いているケース。
- ・福祉事業所、生保ワーカー、地域包括支援センター、精神科、内科病院、デイサービスセンター、老人施設等

の関係機関から課題、問題行動が起こると相談が寄せられ、定義が関係機関、本人との連絡調整や解決に向け支援に加わるケースが多く、各機関の関わりが制度上難しいとの理由がある、引継ぎ困難なケースはよくみられる。（定着がずっと関わるべきと感じている事業所もあるかも）

- ・主たる支援者として係ることになる負担感、不安感についての訴え。
- ・福祉の領域のみではカバーできないスキルの問題（司法分野に関する知識、ノウハウの必要性）。結果として専門外との認識
- ・生活状況から福祉的介入は必要と思われるが、本人自身が福祉サービスの介入をあまり望んでいない←相談支援事業所からすれば「定着からの支援依頼を断る」理由がある。
- ・そもその居所がなく、本人自身も明確な希望帰住地がはっきりしない。相談支援事業所からすれば「定着からの支援依頼を断る」理由がある。
- ・刑余者本人の特徴により、対人関係、コミュニケーションがとりづらい場合、又、殺人、強かん、放火などの重犯罪の場合は引継ぎがむずかしい。
- ・いずれの制度にも該当しない対象者の場合、引継ぎができないため、地域生活定着支援センターが主に動くことになり、他機関への引継ぎが困難。
- ・情報不足。
- ・問題行動や自傷行為による入院が原因で住居先を転々としている知的障害者の特別調整対象者のケースにおいて定着とその他支援者が役割分担を行い新たな入居先受入調整を進めていく中で、定着と各相談支援事業所の支援内容が重なっている部分もあることから、本来相談支援専門員が中心となって行う支援であるにも関わらず一方的に定着に依頼している。
- ・未成年の対象者の支援において保護者の協力が必要不可欠だが、保護者の協力が得られず、支援の行き詰まりを感じている。
- ・保護者離れて（離島で）生活しているため、保護者との調整や助言、支援を行うことが難しいため、支援が円滑に進まない。